

第232回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	1 会議録の承認 2 報告事項 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 3 その他 個人情報漏えい事故について 4 非公開報告事項 報告案件1 個人情報漏えい事故の公表範囲について 報告案件2 個人情報取扱事務の委託について
日 時	令和8年6月24日（水）午後2時00分から午後3時45分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき6～8
出席者	三品会長、今井委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、寺田委員、野尻委員
欠席者	なし
事務局	青木市民情報室長ほか
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	・第231回審議会の会議録について、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	【開 会】 （事務局） 第232回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員7名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。 また、本日は、新たな任期による委員の委嘱後最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局が会議の進行を務めさせていただきます。 【会長の選出】 （事務局） それでは、会長の選出を行いたいと思います。審議会規則第3条第1項により、会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、いかがでしょうか。 （加島委員） 本審議会は、市民の個人情報を保護する目的で設置されていることから、法的専門知識を有するとともに、個人の権利利益の保護に十分配慮した審議運営ができ、長年に亘り本審議会の委員を務めてこられた三品委員を推薦したいと思います。 （事務局） ただいま、三品委員を御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。 （各委員） <異議なし> （事務局） 委員の皆様は、三品委員に会長をお願いしたい、ということでございますが、三品委員いかがでしょうか。 （三品委員） 推薦ありがとうございます。務めさせていただきます。 （事務局） ありがとうございます。それでは、この後の議事につきましては、会長をお願いいたします。 【会長職務代理者の指名】 （三品会長） それでは、引き続き、議事を進めたいと思います。 まず、会長の職務代理者の指名を行います。審議会規則第3条第3項によりま

すと、会長の職務代理者は会長の指名によることとなっております。私といたしましては、是非加島委員にお願いしたいと思いますが、加島委員、いかがでしょうか。

(加島委員) 務めさせていただきます。

(三品会長) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

1 会議録の承認

(三品会長) それでは、議事に入ります。

第231回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(三品会長) それでは、承認といたします。

2 報告事項

3 その他

(三品会長) 次に、「2 報告事項」、「3 その他」についての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(三品会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(寺田委員) 前回、投票録紛失事案について、投票の秘密や民主主義の根幹に関わる極めて重要な事案であるとして問題提起しました。現時点での問合せは2件とのことですが、今後、無効訴訟が提起される可能性もあり、再集計が求められることも想定されます。その際、投票録が所在不明のままであれば重大な問題となります。紛失したとのことですが、実際にどのような経緯で所在不明となったのか非常に気になります。現時点で発見の見込みはないのでしょうか。また、「引き続き搜索を継続する」といった説明もなかったように記憶しています。

今回の事案については、単なるミスとして処理するのではなく、経験や教訓を広く共有し、再発防止策の検討結果を当審議会のホームページ等で公表するとともに、何らかの提言として取りまとめることが望ましいと考えます。今後発見される可能性もありますが、現状では必ずしも楽観できる状況ではありません。法的な観点からも、将来にわたり訴訟が提起される可能性を念頭に置いた対応が必要です。そのため、「審議会の提言を参照していただきたい」と説明できるような形で、再発防止に向けた検討結果を整理・公表しておくことが有効ではないかと考えます。

(今井委員) 公職選挙法第48条に規定される代理投票について伺います。心身の故障その他の事由により自書できない選挙人については、その氏名及び事由を記録することとされていますが、当該事由はどの程度具体的に記載されるのでしょうか。記載内容には、要配慮個人情報に該当し得る疾病名や障害名等が含

まれるのか、それとも「自書不能」といった抽象的な記載にとどまるのか、御教示ください。

(事務局) 本件については、国への報告書に取りまとめているのですが、当該報告書では要配慮個人情報に関する項目はありませんでした。本件は、4号の「漏えい等の対象者が100人を超える場合」に該当するため、国への報告を行ったものです。なお、要配慮個人情報が含まれていた場合には、1号にも該当することになります。具体的にどのような情報が含まれていたかについては、内容までは確認していませんが、少なくとも資料上は、要配慮個人情報の漏えいではなく、それ以外の「個人情報の漏えいのおそれがある事案」として整理されていると理解しています。

(今井委員) 仮に「身体障害」等の具体的な内容が記載される可能性があるのであれば、要配慮個人情報に該当し得る情報を含むことになるため、記載内容は必要最小限に留める運用が望ましいのかもしれませんが。本件を通じて、代理投票に関する記録についても、「取扱いに特段の配慮を要する情報を含み得る」という認識の下で運用することが重要ではないかと感じました。

(後藤委員) 前回は欠席していたため、本件に関する当初の議論には参加していません。一点確認ですが、本件については盗難の可能性はないのでしょうか。海外では投票箱の盗難事例はよく見られます。今回の事案についても、単なる紛失として整理するだけでなく、盗難や意図的な持ち出しといった可能性を含めて検証したのか、また、そのような事態を防止するための管理体制や警備上の取組をどのように行っているのかについて伺いたいと思います。

(事務局) 当日、当該投票録以外にも多くの物品が開票所から搬出されていました。これらは区役所へ搬入されましたが、貼り紙等の不要物をシュレッダー処理したり廃棄したりする作業も行われていました。そのため、搬出・搬入の過程において、他の物品に紛れて誤って廃棄された可能性は否定できないと考えています。一方で、現時点で警察へ相談したとの報告はなく、盗難を疑わせる事情も特段確認されていません。そのため、盗難の可能性は比較的低く、現時点では誤廃棄や管理上のミスによる紛失の可能性が高いのではないかと考えています。

(後藤委員) その点は理解できますし、これまでの経験を踏まえると、現時点では盗難の可能性は低いとの評価は妥当なのかもしれません。将来的には、「日本だから大丈夫」という前提だけでは対応しきれない場面も十分にあり得るのではないかと思います。

(事務局) 代理投票について書類を確認したところ、記載されているのは選挙人の氏名のみであり、障害の内容や身体状況等に関する記載はありませんでした。

(寺田委員) 今回の事案を見ると、そもそも選挙関係書類について一定期間の保存義務があることが十分に共有されておらず、その結果として誤って廃棄された可能性も考えられるのではないのでしょうか。開票事務には応援職員や臨時的に従事する方が参加することも多いため、選挙に関する文書や物品について、何を廃棄してよいのか、何を必ず保存しなければならないのかを事前に明確に周知することが重要だと考えます。

(事務局) 寺田委員の御指摘は、まさに本件の本質を突いていると感じます。幸

いにも、現時点では問合せ件数は限定的であり、選挙結果そのものが覆るような事態には至っていません。その意味ではインシデントとして整理できますが、一方で、将来的に重大な問題へ発展し得るリスクを抱えたままの状態であることも事実です。今回、「しっかりと問題意識を伝えるべきである」との御指摘をいただきましたが、私たちとしても、この事案の重大性を所管部署に適切に伝えていくことが重要であると考えています。本来であれば厳格に管理されるべき重要文書が十分な確認を経ないまま所在不明となったことについては、単なる手続上のミスというよりも、その重要性に対する認識が十分ではなかったのではないかという見方もできると思います。こうした点についても、問題意識として明確に伝えていく必要があると認識しています。

また、審議会として何らかの提言を行うことも一つの選択肢ではないかと考えています。もっとも、当審議会個人情報保護の観点から審議を行う立場にあるため、提言を行う場合には漏えいとの関係を整理する必要があるでしょう。ただし、本件については、個人情報保護の問題としてのみ捉えるよりも、民主主義の基盤である選挙制度への信頼や選挙事務の適正性という観点から問題提起するほうが、より効果的なのではないかと考えます。そのため、「個人情報の取扱いに関する指摘」としてではなく、「本審議会においてこれほど重大な問題として受け止められた」という事実を踏まえた形として整理する方法も考えられます。この点については、委員の皆様にもぜひ御議論いただければと思います。

(三品会長) 投票録については、事務局を通じて関係部署への確認を行った結果、投票録が外部へ流出し、無関係の第三者の目に触れた可能性は低いものと考えています。一方で、重要な記録が所在不明となっている事実は重く受け止めなければなりません。本件は、個人情報の漏えい防止という観点だけでなく、民主主義の根幹である選挙制度の信頼性や、将来的な法的手続への対応にも関わる問題です。そのため、再発防止は必須であり、同様の事案を二度と発生させてはならないと考えます。

再発防止策としては、保管方法の見直しに加え、保存が必要な書類を明確にリスト化し、投票所から開票所、さらに保管場所へ移送する各段階において、対象書類の有無を複数人で確認する手順を徹底することが重要です。外部流出が生じないよう、今後も積極的に検討していただきたいという意見として、本日の議事録に残したいと思います。

なお、審議会の目的や所掌を踏まえると、現時点では改めて提言を行うまでには至らないとの意見もありました。そのため、皆様に異議がなければ、本件については以上の内容で報告を承認したいと思います。引き続き十分に留意の上、適切な対応をお願いいたします。

(各委員) <異議なし>

(三品会長) それでは、了承といたします。

(三品会長) 本日予定された公開議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 次回の日程は、令和8年9月30日水曜日の午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。接続の確認のため、開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。

	4 非公開報告事項 報告案件 1 個人情報漏えい事故の公表範囲について (1) 所管課から事案の概要説明を行った。 (2) 公表範囲を検討した。 (3) 本件は全範囲について公表しないこととした。 報告案件 2 個人情報取扱事務の委託について (1) 所管課から報告を行った。 (2) 一定の意見や助言はあったものの、報告資料の内容に沿って対応を進めてもらうこととした。 【閉 会】
資 料 特記事項	1 資料 (1) 第232回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第232回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和8年9月30日（水）午後2時からWEB会議の方法により開催予定

本会議録は令和8年9月30日第233回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

第 232 回 横浜市個人情報保護審議会次第

令和 8 年 6 月 24 日 (水) 午後 2 時

18 階共用会議室 なみき 6 ～ 8

I 開会

II 議事

1 会議録の承認

2 報告事項

事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除・・・別冊

3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

4 非公開報告事項

報告案件 1 個人情報漏えい事故の公表範囲について・・・非公開報告事項資料

報告案件 2 個人情報取扱事務の委託について・・・・・・非公開報告事項資料

III 閉会

《次回開催予定》

日時：令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 2 時から

横浜市個人情報保護審議会委員名簿

(第 14 期：令和 8 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日)

(敬称略、五十音順)

氏 名	専門分野等	委員就任
いまい しろう 今井 史郎	弁護士	第 14 期 (R8.6.1)
おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長	第10期 (H30.6.1)
かじま やすみち 加島 保 路	前東京都国民健康保険団体連合会専務理事	第9期 (H28.6.1)
ごとう あつひろ 後藤 厚 宏	情報セキュリティ大学院大学教授	第 12 期 (R4.6.1)
てらだ ま ゆ 寺田 麻 佑	国立大学法人一橋大学 ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授	第 13 期 (R6.6.1)
のじり る り 野尻 瑠璃	公認会計士	第 14 期 (R8.6.1)
みしな あつし 三品 篤	弁護士	第 11 期 (R2.6.1)

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月2日
受付番号	502781720031

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月2日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市鶴見区選挙管理委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年3月23日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシツルミケンキョウリイシカイ 横浜市鶴見区選挙管理委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カタ カワ 川田、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年3月13日

発覚日：令和8年3月13日

発生事案： ☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者： ☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
☐ 取引先以外の外部指摘（例：国民等からの指摘）
☐ カード会社/決済代行会社
☐ その他（

規則第43条各号該当性：☐ 第1号（要配慮個人情報）

☐ 第2号（財産的被害）

☐ 第3号 (不正の目的)

☒ 第4号 (百人超)

☐ 第 5 号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

☐ 有 (名称 :)
(住所 :)
(電話 :)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

☐ 有 (名称 :)
(住所 :)
(電話 :)

☒ 無

事實經過：

概要：

令和 8 年 2 月 8 日執行衆院選投票録の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

令和８年２月８日（日）衆議院選挙が執行され、各投票所から投票録が開票所へ届けられた。
令和８年２月９日（月）開票作業終了後、統計選挙係職員が開票所から区役所へ各物品や資料の運び出し実施した。

令和 8 年 3 月 13 日（金）市選挙管理委員会からの照会回答に使用するため、確認しようとしたところ、投票録が無いことが発覚した。

令和8年3月16日（月）以降、区役所庁舎内の執務室及び倉庫を搜索するが見つかっていない。

外部機関による調査の実施状況（規則第43条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

☐ 検討中☐ 予定なし

(詳細 :)

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

投票録を含む重要書類について、チェックリスト等を作成するとともに、開票所から区役所への運搬方法や保管方法等の運用ルールを整理した。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

再発防止のための措置について

個人情報保護委員会への確報に記載された再発防止のための具体的な措置について以下のようを実施するルールとしました。

- (1) 速報担当にて投票者数確定後、茶箱に入れて引継担当に引き渡す。
- (2) 茶箱は引継所（第3体育室）で保管し、開票作業が終了するまで施錠しておく。
- (3) 開票作業終了しだい、引継所（第3体育室）を開錠し、各担当が重要書類（投票録関係資料以外の重要書類も含む）を持ち寄り、チェックリストに基づき係長へ引き渡す。
- (4) 係長が、全ての書類の所在をチェックリストで確認した後に、区役所への運搬を開始する。投票録関係資料は必ず茶箱に入れて運搬する。
- (5) 区役所へ持ち帰った際には、改めて係長が全ての重要書類の所在をチェックシートにより確認、鍵付き書庫に収納する。投票録関係資料は所在確認後、茶箱に入れて鍵付き書庫に収納。
（開票所撤収～書庫へ収納するまでは、職員1名が立ち会う）
- (6) 翌日以降速やかに、茶箱から取り出しドッジファイルにファイリングをする。ファイリングの完了の際には、課長がチェックシートにより適切に保管されていることを確認する。

【補足】投票録紛失による影響について

- ・ 選挙結果に影響はないことを神奈川県選挙管理委員会事務局に確認済みです。
- ・ 投票録を紛失しているため当該記録による後日の確認はできませんが、投票箱の空の確認や代理投票を含め、複数の手続きにより適正に選挙が行われたことは担保されています。例えば、空箱の確認については、投票管理者や投票立会人も確認をしております。
- ・ コンプライアンス推進課の記者発表後に公表方法についてのご意見の電話が1件ありました。鶴見区公式ホームページにお知らせを掲載した後にも内容確認のお問い合わせが1件ありました。

第 232 回 横浜市個人情報保護審議会次第（追加資料）

令和 8 年 6 月 24 日 (水) 午後 2 時

18 階共用会議室 なみき 6 ～ 8

2 報告事項

(1) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除・・・別冊 1

ア 個人情報取扱事務開始届出書（12 件）

イ 個人情報取扱事務変更届出書（83 件）

ウ 個人情報ファイル簿変更報告書（10 件）

3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊 2

個人情報の漏えい事故について

事務開始届出書の届出・変更
個人情報ファイル簿の作成・変更・消除

第1号様式（第3条）

神政第 297 号
令和8年5月29日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（神奈川区・個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	神奈川区制 100 周年記念事業関係事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	神奈川区 区政推進課、総務課、地域振興課、福祉保健課
3 個人情報の利用目的	神奈川区制 100 周年記念事業に係る、連絡調整事務、協賛金の出資者、記念ロゴマーク使用届出及びポスターコンテストやイベント申込者・協力者の情報収集及び活用のため
4 届出担当課・連絡先	神奈川区区政推進課・045（411）7021
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/29
事務の名称	神奈川区制100周年記念事業関係事務
届出担当課等の名称	神奈川区区政推進課
事務所管課等の名称	神奈川区区政推進課、神奈川区総務課、神奈川区地域振興課、神奈川区福祉保健課
事務の概要	神奈川区制100周年に係る各種記念事業を実施するにあたり発生する、各種募集や連絡調整事務。
個人情報の利用目的	神奈川区制100周年記念事業に係る、連絡調整事務、協賛金の出資者、記念ロゴマーク使用届出及びポスターコンテストやイベント申込者・協力者の情報収集及び活用のため
対象者の範囲	神奈川区制100周年記念事業参加者・協力者、協賛金出資者
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.住所, 4.電話番号, 5.メールアドレス, 6.FAX番号, 7.地位, 8.その他(所属)
事務開始年月日	2026/06/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

脱G第 292 号
令和8年5月15日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（脱炭素・GREEN×EXPO推進局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	国際参加者会議（IPM）における横浜市主催レセプション・エクス カーション運営業務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
3 個人情報の利用目的	レセプション・エクスカーションの参加者を管理するため
4 届出担当課・連絡先	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 045-671-4627
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/14
事務の名称	国際参加者会議（IPM）における横浜市主催レセプション・エクスカーション運営業務
届出担当課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
事務所管課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
事務の概要	GREEN×EXPO 2027に関する国際会議の場において、市主催のレセプション・エクスカーションを実施する
個人情報の利用目的	レセプション・エクスカーションの参加者を管理するため
対象者の範囲	公式参加国関係者、来賓
記録項目	1.氏名, 2.電話番号, 3.メールアドレス, 4.職業,職歴, 5.地位
事務開始年月日	2026/05/15
個人情報の収集方法	本人,本人以外（他の実施機関）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

脱循 第 212 号
令和8年6月5日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（脱炭素・GREEN×EXPO推進局
個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	横浜市次世代型太陽電池実証事業費補助金
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 循環型社会推進課
3 個人情報の利用目的	補助金交付に係る書類審査、支出等事務のため
4 届出担当課・連絡先	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 循環型社会推進課 045-671-4225
5 備考	

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/06/04
事務の名称	横浜市次世代型太陽電池実証事業費補助金
届出担当課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課
事務所管課等の名称	循環型社会推進課
事務の概要	横浜市内における次世代型太陽電池の実証事業に対して、経費の一部を補助します。
個人情報の利用目的	補助金交付に係る書類審査、支出等事務のため
対象者の範囲	補助事業を実施する事業者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.メールアドレス, 5.口座情報
事務開始年月日	2026/06/04
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

脱 脱 ラ 第 68 号
令和8年年5月14日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

各実施機関名
（脱炭素・GREEN×EXPO推進局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	燃料電池自動車（FCV）普及促進対策費補助事業
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課
3 個人情報の利用目的	補助金の申請受付、申請者への連絡
4 届出担当課・連絡先	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 045（671）2661
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/01
事務の名称	燃料電池自動車（FCV）普及促進対策費補助事業
届出担当課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課
事務所管課等の名称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
事務の概要	低公害車等の普及促進を図るため、燃料電池自動車（FCV）の購入に要する経費の一部を補助します。
個人情報の利用目的	補助金の申請受付、申請者への連絡
対象者の範囲	申請者、担当者、代理人
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.住所, 5.電話番号, 6.写真(対象設備の写真), 7.メールアドレス
事務開始年月日	2002/12/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

総管財第316号
令和8年5月15日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	資産利活用研修事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	総務局管財課
3 個人情報の利用目的	講師謝金の支払いのため
4 届出担当課・連絡先	総務局管財課 管理担当 045-671-3977
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/15
事務の名称	資産利活用研修事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	横浜市中で保有する資産の利活用に関する研修
個人情報の利用目的	講師謝金の支払いのため
対象者の範囲	研修講師（法定調書作成が必要となる場合のみ）
記録項目	1.個人番号(マイナンバー), 2.氏名, 3.住所
事務開始年月日	2026/06/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	資産利活用研修事務ファイル
備考	－

第1号様式（第3条）

市地防第 96 号
令和 8 年 5 月 25 日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（市民局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	よこはま安心ボックス設置支援事業
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	市民局地域防犯支援課
3 個人情報の利用目的	宅配ボックス設置支援業務の実施のため
4 届出担当課・連絡先	市民局地域防犯支援課 045-671-3705
5 備考	

（A 4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	よこはま安心ボックス設置支援事業
届出担当課等の名称	市民局地域防犯支援課
事務所管課等の名称	市民局地域防犯支援課
事務の概要	市民が宅配ボックスをおおむね半額程度の自己負担で購入できる仕組みを構築し、宅配ボックスの設置支援を行います。また、宅配ボックスを購入する際の申請受付・確認から商品の配送、アンケート集計、結果報告までの一連の事務及び広報業務を実施します。
個人情報の利用目的	・申請書の修正・確認 ・宅配ボックスの配送 ・支払い情報の確認
対象者の範囲	よこはま安心ボックス設置支援事業への申請者（申請対象者は、横浜市に在住する市民）
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.住所, 4.電話番号, 5.メールアドレス, 6.その他(クレジットカード情報)
事務開始年月日	2026/06/15
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	よこはま安心ボックス設置支援事業事務ファイル
備考	－

第1号様式（第3条）

健地包第144号
令和8年5月21日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（健康福祉局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業 補助金交付事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課、各区高齢・障害支援課
3 個人情報の利用目的	補助金の申請、変更、廃止等に対する決定、通知の実施及び 補助事業に関する説明会、研修等の実施等補助事業に係る活 動の管理・運営を行うため
4 届出担当課・連絡先	健康福祉局地域包括ケア推進課・045（671）3464
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/21
事務の名称	横浜市通所型サービス・活動B事業の実施に向けた助走事業補助金交付事務
届出担当課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課
事務所管課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課、各区高齢・障害支援課
事務の概要	ボランティアを始めとした地域住民が実施する高齢者の方に向けた介護予防・生活支援の活動に係る費用に対し、補助金を交付する事務
個人情報の利用目的	補助金の申請、変更、廃止等に対する決定、通知の実施及び補助事業に関する説明会、研修等の実施等補助事業に係る活動の管理・運営を行うため
対象者の範囲	補助の申請者、補助の対象となる活動を利用する要支援者等
記録項目	1.個人識別符号(介護保険被保険者番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.メールアドレス, 9.写真, 10.映像, 11.その他(要支援1若しくは2又は事業対象者かどうか。また、介護予防サービス・支援計画書の有無。)
事務開始年月日	2025/10/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

健地包第145号
令和8年5月21日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（健康福祉局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	横浜市通所型サービス・活動B事業補助金交付事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課、各区高齢・障害支援課
3 個人情報の利用目的	補助金の申請、変更、廃止等に対する決定、通知の実施及び 補助事業に関する説明会、研修等の実施等補助事業に係る活 動の管理・運営を行うため
4 届出担当課・連絡先	健康福祉局地域包括ケア推進課・045（671）3464
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/21
事務の名称	横浜市通所型サービス・活動B事業補助金交付事務
届出担当課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課
事務所管課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課、各区高齢・障害支援課
事務の概要	ボランティアを始めとした地域住民が実施する要支援者等の方に向けた介護予防・生活支援の活動に係る費用に対し、補助金を交付する事務
個人情報の利用目的	補助金の申請、変更、廃止等に対する決定、通知の実施及び補助事業に関する説明会、研修等の実施等補助事業に係る活動の管理・運営を行うため
対象者の範囲	補助の申請者、補助の対象となる活動を利用する要支援者等
記録項目	1.個人識別符号(介護保険被保険者番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.メールアドレス, 9.写真, 10.映像, 11.その他(要支援1～要介護5までのどの認定状況に該当するか、事業対象者かどうか)
事務開始年月日	2025/10/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

医 生 第 270 号
令和8年6月1日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	医療局生活衛生課
3 個人情報の利用目的	補助金交付に係る連絡調整及び交付事務のため
4 届出担当課・連絡先	医療局生活衛生課・045（671）2457
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	横浜市災害応急用井戸修繕補助金交付事務
届出担当課等の名称	医療局生活衛生課
事務所管課等の名称	医療局生活衛生課
事務の概要	横浜市災害応急用井戸として指定を受けた井戸の設置者に対し、当該井戸の適切な維持管理を目的としたポンプの修繕等に要する経費の一部を補助する。
個人情報の利用目的	補助金交付に係る連絡調整及び交付事務のため
対象者の範囲	指定井戸設置者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.管理番号等(井戸台帳の区別通し番号), 5.メールアドレス, 6.生年月日, 7.口座情報
事務開始年月日	2026/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

第1号様式（第3条）

み環事第599号
令和8年6月8日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（みどり環境局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	「こども『エコ活。』大作戦!」アンケート
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	みどり環境局環境活動事業課
3 個人情報の利用目的	市内の小学生が取り組んだ環境行動を報告し、報告してく れた人の中から抽選でプレゼントを送付する。
4 届出担当課・連絡先	みどり環境局環境活動事業課 045-671-2484
5 備考	

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	－
事務の名称	「こども『エコ活。』大作戦！」アンケート
届出担当課等の名称	みどり環境局環境活動事業課
事務所管課等の名称	みどり環境局環境活動事業課
事務の概要	夏に、横浜市立小学校の児童が、「エコライフ・チェックシート」を使って、省エネや生物多様性の保全、3Rなどの環境行動に取り組みます。その取組を企業が応援し、企業の皆様からの協賛金を国連WFP協会を通じて、海外での環境保全活動に寄付をしています。子どもたちと企業が「地球の環境を守る」という同じ目標に向かい取り組みます。
個人情報の利用目的	市内の小学生が取り組んだ環境行動を報告し、報告してくれた人の中から抽選でプレゼントを送付する。
対象者の範囲	横浜市立小学校の児童で、『エコ活。』のプレゼント抽選を希望する人
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.学業,学歴(小学校名、学年)
事務開始年月日	2026/07/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	当選者の個人情報をExcelデータで管理します。

第1号様式（第3条）

建営 第431号
令和8年6月10日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（建築局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	中高生等を対象とする建設現場見学会に係る事務
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	建築局営繕企画課、保全推進課、施設整備課、学校整備課、 電気設備課、機械設備課
3 個人情報の利用目的	イベント等参加申し込み対応、各種イベントの開催案内等 の連絡、イベント記録用の撮影
4 届出担当課・連絡先	建築局営繕企画課・045（671）2956
5 備考	見学対象となる施設を所管する部署とアンケート結果等の 情報を共有する場合があります。

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/06/09
事務の名称	中高生等を対象とする建設現場見学会に係る事務
届出担当課等の名称	建築局営繕企画課
事務所管課等の名称	建築局営繕企画課、保全推進課、施設整備課、学校整備課、電気設備課、機械設備課
事務の概要	建設業界への入職促進を目的とした建設現場見学会を開催する。
個人情報の利用目的	応募者への連絡、当日参加者の確認・緊急連絡、記録用写真等の撮影・利用
対象者の範囲	応募者とその保護者
記録項目	1.氏名, 2.年齢, 3.電話番号, 4.写真, 5.メールアドレス, 6.学業,学歴, 7.意見・要望等
事務開始年月日	2024/11/22
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	見学対象となる施設を所管する課などの関係部署に、アンケート結果等の情報を共有する場合があります。

第1号様式（第3条）

建 住 政 第 430 号
令和 8 年 5 月 14 日

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（建築局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務開始届出書

次のとおり、個人情報を取り扱う事務を開始しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

詳細は、別紙のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事務 の名称	子育て応援賃貸住宅整備費等補助事業
2 個人情報を取り扱う事務 を所掌する組織の名称	建築局住宅部住宅政策課
3 個人情報の利用目的	子育て応援賃貸住宅整備費等補助事業補助金交付要綱に規定する、補助金交付申請等の審査のため。また要綱第18条に規定する普及啓発の取組のため。
4 届出担当課・連絡先	建築局住宅部住宅政策課・045（671）2922
5 備考	

（A 4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/14
事務の名称	子育て応援賃貸住宅整備費等補助事業
届出担当課等の名称	建築局住宅部住宅政策課
事務所管課等の名称	－
事務の概要	子育て応援賃貸住宅の共用部に対する建設費・改修費の一部を補助することで、子育てしやすい賃貸住宅の供給促進を図り、子育て世代の転入・定住の促進、時間的・経済的ゆとりの創出、子育てコミュニティの形成に寄与することを目的とする。
個人情報の利用目的	子育て応援賃貸住宅整備費等補助事業補助金交付要綱に規定する、補助金交付申請等の審査のため。また要綱第18条に規定する普及啓発の取組のため。
対象者の範囲	補助金交付申請者、住宅の所有者、交付申請に係る事務担当者、補助対象住宅に係る建築士
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.住所, 4.電話番号, 5.メールアドレス, 6.世帯状況, 7.居住状況, 8.資格情報, 9.口座情報
事務開始年月日	2026/05/15
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））横浜市長
（ 金 沢 区・個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	663	金沢区地域福祉保健推進会議等運営事務	
2 変更年月日	2026 年 5 月 19 日		
3 変更の趣旨・理由	（1）会議の統廃合に伴い会議名称に変更が生じたため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	金沢区地域福祉保健推進会議等運営事務	金沢区福祉保健会議等運営事務
5 届出担当課・連絡先	金沢区福祉保健課 045-788-7813		
6 備考			

(A 4)

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 663

届出年月日	2026/05/19
事務の名称	金沢区福祉保健会議等運営事務
届出担当課等の名称	金沢区福祉保健課
事務所管課等の名称	金沢区福祉保健課
事務の概要	金沢区の福祉保健施策推進を目的として、金沢区福祉保健会議等を定期的に開催する。
個人情報の利用目的	資料の送付や謝金の支払い等。
対象者の範囲	会議委員(団体代表者等)
記録項目	－
事務開始年月日	2005/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(政策経営・国際戦略局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1985	寄附金受付事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 届出担当課の機構改革に伴う課名の変更。 (2) 事務所管課の変更。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	政策経営局財源確保推進課	政策経営・国際戦略局財源確保推進課
	事務所管課等の名称	政策経営局財源確保推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、こども青少年局総務課、健康福祉局企画課、医療局総務課、みどり環境局動物園課、港湾局賑わい振興課、教育委	政策経営・国際戦略局財源確保推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、行財政局共創推進課、市民局区政イノベーション推進課、にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、にぎわいスポーツ文化局文化振興

		員会事務局総務課、国際局政策総務課、市民局市民協働推進課、にぎわいスポーツ文化局文化振興課、みどり環境局戦略企画課、都市整備局都市デザイン室、教育委員会事務局教育施設課、教育委員会事務局調査資料課、にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、にぎわいスポーツ文化局観光M I C E 振興課、教育委員会事務局生涯学習文化財課、戸塚区区政推進課、栄区栄土木事務所	課、こども青少年局総務課、健康福祉局企画課、医療局総務課、医療局動物愛護センター、都市整備局都市デザイン室、みどり環境局戦略企画課、みどり環境局動物園課、下水道河川局マネジメント推進課、下水道河川局河川流域調整課、港湾局賑わい振興課、消防局企画課、水道局広報課、教育委員会事務局総務課、教育委員会事務局学校経営支援課、教育委員会事務局教育施設課、教育委員会事務局中央図書館調査資料課、にぎわいスポーツ文化局観光M I C E 振興課、戸塚区区政推進課、栄区栄土木事務所
5 届出担当課・連絡先	政策経営・国際戦略局財源確保推進課 671-4809		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1985

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	寄附金受付事務
届出担当課等の名称	政策経営・国際戦略局財源確保推進課
事務所管課等の名称	政策経営・国際戦略局財源確保推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、行財政局共創推進課、市民局区政イノベーション推進課、にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、にぎわいスポーツ文化局文化振興課、こども青少年局総務課、健康福祉局企画課、医療局総務課、医療局動物愛護センター、都市整備局都市デザイン室、みどり環境局戦略企画課、みどり環境局動物園課、下水道河川局マネジメント推進課、下水道河川局河川流域調整課、港湾局賑わい振興課、消防局企画課、水道局広報課、教育委員会事務局総務課、教育委員会事務局学校経営支援課、教育委員会事務局教育施設課、教育委員会事務局中央図書館調査資料課、にぎわいスポーツ文化局観光M I C E 振興課、戸塚区市政推進課、栄区栄土木事務所
事務の概要	「横浜市ふるさと納税推進事業要綱」及び「横浜市ふるさと納税独自サイト運用基準」に基づき行われる寄附の申込・受入・返礼品の提供・所得税又は住民税の税額控除等を実施する。
個人情報の利用目的	ふるさと納税に関する一連の事務（寄附申込・寄附受入・返礼品提供・税額控除等）のため
対象者の範囲	寄附申込者
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.住所, 4.電話番号, 5.メールアドレス, 6.個人番号(マイナンバー)
事務開始年月日	2008/11/07
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	寄附金管理簿
備考	・電子申請システムの簡易申請システムを利用 ・税控除の手続（ワンストップ特例制度）で個人番号を収集 ・税控除の手続（ワンストップ特例制度）における申告特例通知データ送付のためeLTAXを利用（法令の定め有） ・民間事業者が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(行財政局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2761	庁内システムの管理システムの運用事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	デジタル統括本部デジタル・デザイン室	行財政局行政マネジメント課
	事務所管課等の名称	デジタル統括本部デジタル・デザイン室	行財政局行政マネジメント課
5 届出担当課・連絡先	行財政局行政マネジメント課 (671-3846)		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2761

届出年月日	2025/06/22
事務の名称	庁内システムの管理システムの運用事務
届出担当課等の名称	行財政局行政マネジメント課
事務所管課等の名称	行財政局行政マネジメント課
事務の概要	横浜市が管理・運用する情報システムについて、台帳管理すると共に調査や最適化の推進に活用する。
個人情報の利用目的	システム台帳で管理する庁内各情報システムに関する情報の1項目として、システム管理を担当する横浜市職員の氏名を把握する。(約500件)
対象者の範囲	システム管理を担当する横浜市職員
記録項目	1.氏名, 2.その他(所属)
事務開始年月日	2017/01/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外(実施機関内部)
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	—
備考	—

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2626	団体内統合宛名システム及び統合番号連携システム関係事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課等の名称変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
	事務所管課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
5 届出担当課・連絡先	045-827-2941		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：2626

届出年月日	2025/04/18
事務の名称	団体内統合宛名システム及び統合番号連携システム関係事務
届出担当課等の名称	総務局住民情報基盤課
事務所管課等の名称	総務局住民情報基盤課、個人番号を取り扱う事務の業務所管課
事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)における番号利用事務を行う際に利用する団体内統合宛名システム及び統合番号連携システムの管理・運用を行う。
個人情報の利用目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)における番号利用事務を行うため。
対象者の範囲	市民（住民登録外を含む）
記録項目	1.管理番号等(個票参照), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.住所, 6.個人番号(マイナンバー), 7.その他(個票参照)
事務開始年月日	2015/12/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	・番号法の定めにより電子計算機結合を行う ・個人情報ファイルは個別の業務において届出済

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称			
	3396	オンライン申請管理システム			
2 変更年月日	令和8年4月1日				
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課等の名称変更のため				
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後		
	届出担当課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課		
	事務所管課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課		
5 届出担当課・連絡先	045-827-2941				
6 備考					

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3396

届出年月日	2023/08/07
事務の名称	オンライン申請管理システム
届出担当課等の名称	総務局住民情報基盤課
事務所管課等の名称	総務局住民情報基盤課、個人番号を取り扱う事務の業務所管課
事務の概要	マイナポータルびったりサービスと住民情報系システムを接続する、オンライン申請管理システムの運用を行う。
個人情報の利用目的	オンライン申請管理システムを介して、マイナポータルびったりサービス及び住民情報系システムを接続することで、オンライン申請受付業務のコスト及び効率の改善を図る。
対象者の範囲	マイナンバーカードを交付され利用者証明用電子証明書の発行を受けた市民
記録項目	1.個人識別符号(個票参照)
事務開始年月日	2022/03/31
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	対象者の範囲、個人情報の記録項目、個人情報の収集先及び個人情報の目的外利用・提供先については、各事務の個人情報を取り扱う事務開始届出書を参照

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)

横浜市長
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3635	住民情報系システムの職員認証用データ管理事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課等の名称変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
	事務所管課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課・財政局税制課	総務局住民情報基盤課・総務局税制課
	事務の概要	デジタル統括本部DX基盤課	総務局DX基盤課
5 届出担当課・連絡先	045-827-2941		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3635

届出年月日	2025/08/27
事務の名称	住民情報系システムの職員認証用データ管理事務
届出担当課等の名称	総務局住民情報基盤課
事務所管課等の名称	・総務局住民情報基盤課・総務局税制課・市民局窓口サービス課・こども青少年局地域子育て支援課・健康福祉局保険年金課・医療局がん・疾病対策課・医療局健康安全課・選挙管理委員会事務局調査課
事務の概要	総務局DX基盤課が収集済みの市職員の所属情報等を、事務所管課が住民情報系システムへのアクセス認証として用いることで、適切なアクセス制限を行う。
個人情報の利用目的	住民情報系システム所管課が構築するシステムの職員認証情報として用いるため
対象者の範囲	本市職員（会計年度任用職員含む）
記録項目	1.管理番号等(個票参照), 2.氏名, 3.生年月日, 4.メールアドレス, 5.その他(個票参照)
事務開始年月日	2024/12/23
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)

横浜市長
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3647	ガバメントクラウド共通基盤運用業務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課等の名称変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
	事務所管課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
5 届出担当課・連絡先	045-827-2941		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3647

届出年月日	2024/11/29
事務の名称	ガバメントクラウド共通基盤運用業務
届出担当課等の名称	総務局住民情報基盤課
事務所管課等の名称	総務局住民情報基盤課、個人番号を取り扱う事務の業務所管課
事務の概要	ガバメントクラウドにおけるネットワーク接続の管理及び各住民情報系システムが共通的に利用するデータ連携等のインフラ機能の運用を行う。
個人情報の利用目的	ガバメントクラウド共通基盤上の庁内データ連携基盤を介して、各住民情報系システム間の個人情報を含むデータ連携を効率的かつ円滑に行うため
対象者の範囲	住民情報系システムから連携されるデータに依存する。
記録項目	1.その他(個票参照)
事務開始年月日	2024/12/02
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)

横浜市長
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3697	基幹情報システム保守・運用業務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課等の名称変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
5 届出担当課・連絡先	045-827-2941		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3697

届出年月日	2025/05/07
事務の名称	基幹情報システム保守・運用業務
届出担当課等の名称	総務局住民情報基盤課
事務所管課等の名称	基幹情報システムにて事務を行う所管課
事務の概要	証明発行や申請処理等の各区役所窓口業務を支える基幹情報システムの運用・保守及びシステム標準化における過渡期対応を行う。
個人情報の利用目的	基幹情報システムの保守・運用業務及びシステム標準化における移行過渡期対応を行うため
対象者の範囲	市民
記録項目	1.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	個別のシステムにおける個人情報の記録項目、個人情報の収集方法及び個人情報の目的外利用・提供先については、基幹情報システム上で業務を行う各事務の個人情報を取り扱う事務開始届出書を参照

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

	登録番号	事務の名称
1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	8	土地買い取り希望申出事務
	9	土地有償譲渡届出事務
	11	土地売り込み情報事務
	1424	評価研修事務
	1492	公有財産台帳作成事務
	1494	市有地処分事務
	1496	財産価格評定事務
	1497	財産評価審議会に関する事務
	1498	不動産鑑定業者選定委員会事務局事務
	1499	代替地の取得等の調整事務
	1500	公益用地の協議・取得業務
	1501	建物移転資金融資事務
	1502	用地取得事務（環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く）
	1503	用地研修事務
	1504	市有地貸付事務（一時貸付け）
	1506	公共事業用地費会計の経理事務
	1507	資産活用推進基金の経理事務
	3405	相続土地国庫帰属制度関連事務
2 変更年月日	令和8年4月1日	

3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	・届出担当課等の名称	財政局ファシリティマネジメント推進課	総務局管財課
	・事務所管課等の名称(1492、1494、1502、3405を除く)	財政局ファシリティマネジメント推進課	総務局管財課
	・事務の名称(1502)	用地取得事務（環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く）	用地取得事務（自局契約分を除く）
	・事務所管課等の名称(1502)	全局区統括本部（環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く）	全局区統括本部（自局で契約事務を行う局を除く）
	・事務所管課等の名称(3405)	財政局ファシリティマネジメント推進課、財政局固定資産税課	総務局管財課、総務局固定資産税課
5 届出担当課・連絡先	総務局管財課 671-3977		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：8

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	土地買い取り希望申出事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	地方公共団体等に土地の買い取りを希望する土地所有者の申請を受け付ける
個人情報の利用目的	所有権の確認及び申請者への連絡のため
対象者の範囲	公有地の拡大の推進に関する法律第5条に基づく申出を行った者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：9

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	土地有償譲渡届出事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	公共事業等に必要な土地を確保するため、一定の要件に該当する土地の譲渡届出を受け付ける。
個人情報の利用目的	所有権の確認及び申請者への連絡のため
対象者の範囲	公有地の拡大の推進に関する法律第4条に基づく届出を行った者と譲受者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：11

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	土地売り込み情報事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	公共事業等に必要用地を確保する
個人情報の利用目的	所有権の確認及び申出者への連絡のため
対象者の範囲	横浜市に土地を売ろうとする者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1424

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	評価研修事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	評価研修（職員を対象に不動産価格等の評価に関する知識を身に付けてもらうことを目的とした研修）に関する事務
個人情報の利用目的	担当講師の職業及び資格の有無の確認のため
対象者の範囲	講師
記録項目	1.氏名, 2.個人番号(マイナンバー), 3.職業,職歴, 4.資格情報
事務開始年月日	2006/05/02
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1492

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	公有財産台帳作成事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	全局区統括本部
事務の概要	公有財産台帳（土地・建物）の作成を行う。
個人情報の利用目的	土地の前所有者の確認のため
対象者の範囲	土地の前所有者
記録項目	1.氏名
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1494

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	市有地処分事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	全局区統括本部
事務の概要	市有地（普通財産）の一般個人への処分契約を行う
個人情報の利用目的	市有地の処分に係る手続のため
対象者の範囲	市有地の譲受人
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出, 6.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1496

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	財産価格評定事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	本市が公有財産の取得、処分、貸付又は使用許可をする場合における当該財産の価格等を評定する。
個人情報の利用目的	価格評定にあたり、対象不動産に関する権利関係、参考とする取引事例（土地の位置、取引の時期・価格）等を確認するため
対象者の範囲	財産の所有権、地上権、賃借権を有する者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.財産, 4.取引状況, 5.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1497

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	財産評価審議会に関する事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	財産評価審議会に関する事務
個人情報の利用目的	横浜市財産評価審議会を運営するにあたっての会議の開催、評価調書原案の作成における委員報酬の支出等を行うため
対象者の範囲	評価対象財産の所有者、委員
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号, 6.メールアドレス, 7.個人番号(マイナンバー), 8.職業,職歴, 9.学業,学歴, 10.資格情報, 11.地位, 12.財産, 13.生年月日
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1498

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	不動産鑑定業者選定委員会事務局事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	財政局が依頼する不動産鑑定評価について、上記選定委員会を開催し、業者を決定
個人情報の利用目的	選定にあたっての登録名簿業者作成のため
対象者の範囲	本市一般競争入札有資格者名簿に登録している不動産鑑定業者
記録項目	1.氏名, 2.資格情報, 3.取引状況
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1499

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	代替地の取得等の調整事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	代替地の総合調整、代替地の取得及び利用調整等
個人情報の利用目的	代替地の取得等に係る手続のため
対象者の範囲	代替地の前所有者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1500

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	公益用地の協議・取得業務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	「横浜市開発事業の調整等に関する条例」及び「横浜市公益用地の譲渡等に関する要綱」に基づく公益用地の協議・取得
個人情報の利用目的	公益用地の取得に係る本人確認及び売買代金支払のため
対象者の範囲	公益用地に関する協議の申出者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出, 6.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1501

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	建物移転資金融資事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	建物移転資金の申込に対し、内容を審査し審査結果等を銀行に送付
個人情報の利用目的	本人確認及び資金融資実施のため
対象者の範囲	建物運転資金融資申込者
記録項目	1.氏名, 2.年齢, 3.住所, 4.電話番号, 5.居住状況, 6.職業,職歴, 7.財産, 8.収入支出, 9.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1502

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	用地取得事務（自局契約分を除く）
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	全局区統括本部（自局で契約事務を行う局を除く）
事務の概要	用地の取得
個人情報の利用目的	用地取得手続に係る本人確認及び売買代金支払のため
対象者の範囲	契約者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.本籍国籍, 7.個人番号(マイナンバー), 8.財産, 9.収入支出, 10.取引状況, 11.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1503

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	用地研修事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	用地業務関連知識（不動産鑑定、補償等）習得のための研修
個人情報の利用目的	担当講師の経歴等確認のため
対象者の範囲	講師
記録項目	1.氏名, 2.職業,職歴, 3.資格情報, 4.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1504

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	市有地貸付事務（一時貸付け）
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	市有地（普通財産）の一般個人への一時貸付を行う。
個人情報の利用目的	市有地（普通財産）の一般個人への賃貸に関する事務手続のため
対象者の範囲	市有地の借受人
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.収入支出
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1506

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	公共事業用地費会計の経理事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	公共事業用地費会計の土地の取得及び処分等に関する経理
個人情報の利用目的	公共事業用地費会計に関する事務手続のため。
対象者の範囲	前所有者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.財産, 5.収入支出, 6.その他(個票参照)
事務開始年月日	2006/04/01
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1507

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	資産活用推進基金の経理事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課
事務の概要	資産活用推進基金の土地の取得及び処分に関する経理
個人情報の利用目的	資産活用推進基金の土地の取得及び処分に関する契約手続のため
対象者の範囲	資産活用推進基金保有土地の前保有者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.財産, 4.収入支出
事務開始年月日	2006/04/01
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3405

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	相続土地国庫帰属制度関連事務
届出担当課等の名称	総務局管財課
事務所管課等の名称	総務局管財課、総務局固定資産税課
事務の概要	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の規定に基づき土地の所有権を国庫に帰属させようとする者は、法務大臣に対して承認の申請をすることとなるが、地方法務局から本市に対して当該申請に係る土地の情報に関して照会がなされる。
個人情報の利用目的	承認申請者の情報の管理のため
対象者の範囲	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認申請者
記録項目	1.氏名, 2.財産
事務開始年月日	2023/06/30
個人情報の収集方法	本人以外（他の官公庁）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1081	公共工事及び物品・委託等の入札・契約事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う局名変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	財政局契約第一課	総務局契約第一課
	事務所管課等の名称	財政局契約部その他の全区局統括本部	総務局契約部その他の全区局統括本部
5 届出担当課・連絡先	総務局契約第一課 045(671)2707		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1081

届出年月日	2026/05/08
事務の名称	公共工事及び物品・委託等の入札・契約事務
届出担当課等の名称	総務局契約第一課
事務所管課等の名称	総務局契約部その他の全区局統括本部
事務の概要	入札参加資格審査（有資格者名簿の審査）、適格性の審査（落札候補者の審査）、指名停止等措置 など
個人情報の利用目的	調達手続きにおける業者登録、入札及び契約等の入札・契約事務の事務処理の効率化と事業者の利便性を図る。
対象者の範囲	本市入札参加資格有資格者、本市入札参加審査申請者、本市職員
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.電話番号, 7.写真, 8.メールアドレス, 9.健康状態, 10.職業, 職歴, 11.学業, 学歴, 12.資格情報, 13.地位, 14.財産, 15.収入支出, 16.納税状況, 17.その他(個票参照)
事務開始年月日	2005/04/01
個人情報の収集方法	本人, 本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	電子入札システムデータベース
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1081	談合通報 110 番	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う局名変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課の名称	財政局契約第一課	総務局契約第一課
	事務所管課等の名称	財政局契約第一課	総務局契約第一課
5 届出担当課・連絡先	総務局契約第一課 045(671)2707		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：－

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	談合通報110番
届出担当課等の名称	総務局契約第一課
事務所管課等の名称	総務局契約第一課
事務の概要	入札・契約に係る不正行為の防止及び透明性・競争性を向上させるため、「談合110番」を設置し、広く市民からの情報を24時間受け付ける。
個人情報の利用目的	・ 情報提供者の身元、氏名等を可能な限り確認し、落札予定者、落札予定金額その他談合に関する事項について、詳しく聞くため。 ・ 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするため。
対象者の範囲	談合情報通報者
記録項目	1.性別, 2.氏名, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.電話番号, 7.メールアドレス
事務開始年月日	2011/05/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	981	外郭団体等に関する総合調整	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	総務局行政マネジメント課	総務局市立大学等調整課
	事務所管課等の名称	総務局行政マネジメント課	総務局市立大学等調整課
5 届出担当課・連絡先	総務局市立大学等調整課 671-2110		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：981

届出年月日	2025/08/16
事務の名称	外郭団体等に関する届出調査
届出届出課等の名称	総務局市立大字等調査課
事務所長課等の名称	総務局市立大字等調査課
事務の概要	外郭団体等の設置、運営及び活動に係る届出調査を行う。
届人情報の活用目的	法人の経営状況を把握する業務及び外郭団体届出書、外郭団体の役員・職員名簿作成のため
対象者の範囲	外郭団体等の役員、職員、評議員
記録項目	1.氏名、2.職掌、職階、3.地位
事務開始年月日	2000/04/01
届人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部、他の実施機関）
届出届届出人情報	含まない
届人情報の他法定的目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する届人情報ファイル名	-
備考	-

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

各実施機関名 横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1467	市史資料整理等事務	
	3481	庁内文書配送業務及び仕分作業業務	
	3580	横浜市庁舎外共用書庫管理運用業務	
	3729	横浜市報の発行事務	
	3807	条例公布用電子署名	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	・届出担当課等の名称 ・事務所管課等の名称	総務局行政マネジメント課	総務局法制課
5 届出担当課・連絡先	総務局法制課 電話 671-4325		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1467

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	市史資料整理等事務
届出担当課等の名称	総務局法制課
事務所管課等の名称	総務局法制課
事務の概要	「横浜市史Ⅱ」編集過程で収集した資料の整理・公開及び歴史的公文書の保存
個人情報の利用目的	横浜に関する昭和期以降の歴史的及び学術文化的に価値のある資料を市民等から寄贈を受ける際及び保存・公開に際し、必要な連絡手段として利用。
対象者の範囲	市史資料室利用者、資料利用者、資料提供協力者、「横浜市史Ⅱ」編集協力者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.メールアドレス, 5.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：家族・親族）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：3481

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	庁内文書配送業務及び仕分作業業務
届出担当課等の名称	総務局法制課
事務所管課等の名称	総務局法制課
事務の概要	本庁舎、区役所及び事務所等相互における文書の集配、仕分け及び交換
個人情報の利用目的	文書等を送付先へ配送するために利用。
対象者の範囲	本市職員、市民等（配送物の宛名、内容物に記載された個人）
記録項目	1.その他(文書配送の宛名及び配送する文書の内容に含まれる個人情報（当課において記録等はありません。））
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：配送物の差出人）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3580

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	横浜市庁舎外共用書庫管理運用業務
届出担当課等の名称	総務局法制課
事務所管課等の名称	総務局法制課
事務の概要	市庁舎外共用書庫の管理運営、市庁舎と書庫間で車両による出入庫の配送、依頼を受けた文書保存箱の廃棄
個人情報の利用目的	個人情報を含む文書の保管のため。
対象者の範囲	本市職員、市民等
記録項目	1.その他(文書保存箱に詰められた個人情報を含む文書（個人情報を含む文書が詰められた文書保存箱には、開封されないよう封印シールを貼付するため、書庫の管理運用のために開封することはありません。）)
事務開始年月日	2021/04/01
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3729

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	横浜市報の発行事務
届出担当課等の名称	総務局法制課
事務所管課等の名称	総務局法制課
事務の概要	本市行政に関する制度、基準等（条例、規則、告示、公告等）を知らせるため、横浜市報を発行する。
個人情報の利用目的	各所管課から提出された個人情報を含む市報原稿について、各所管課からの依頼を受けて横浜市報に登載するため。
対象者の範囲	市民、本市職員
記録項目	1.管理番号等(職員番号), 2.氏名, 3.住所, 4.その他(各所管課から提出された市報登載原稿に記載された個人の氏名及び住所等並びに職員が市報発行システムへのログイン時に入力する職員番号及び氏名)
事務開始年月日	2025/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3807

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	条例公布用電子署名
届出担当課等の名称	総務局法制課
事務所管課等の名称	総務局法制課
事務の概要	地方自治法の改正により、条例の公布に当たって行う普通地方公共団体の長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置（電子署名）によることが可能とされたことに伴い、横浜市公告式条例を一部改正し、自署に加え、電子署名によることができることとした。市長が電子署名を行うに当たって利用するサービスにユーザー登録をする際、職員及び市長の氏名等を登録するもの。
個人情報の利用目的	電子署名を行うためのサービスにログインするためのユーザー情報として登録するため
対象者の範囲	本市職員及び市長
記録項目	1.氏名, 2.メールアドレス, 3.その他(所属)
事務開始年月日	2026/01/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（市民局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2293	区役所における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため （2）事務の見直しによる記録項目の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称 事務所管課等の名称	市民局区連絡調整課 全区総務課、財政局税制課、こども青少年局総務課、健康福祉局総務課、みどり環境局総務課、下水道河川局総務課、資源循環局総務課及び道路局総務課並びに市民局区連絡調整課	市民局区政イノベーション推進課 全区総務課、総務局税制課、こども青少年局総務課、健康福祉局総務課、みどり環境局総務課、資源循環局総務課及び道路局総務課並びに市民局区政イノベーション推進課

	個人情報の記録 項目	写真 映像	追加 追加
5 届出担当課・連絡先	市民局区政イノベーション推進課 045-671-2067		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2993

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	区役所における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務
届出担当課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務所管課等の名称	全区総務課、総務局税制課、こども青少年局総務課、健康福祉局総務課、みどり環境局総務課、資源循環局総務課及び道路局総務課並びに市民局区政イノベーション推進課
事務の概要	区役所に配置されている自転車の損害賠償責任保険等への加入
個人情報の利用目的	区役所で管理している自転車に交通事故があった際の示談交渉・締結及び賠償の手続等を行う。
対象者の範囲	交通事故の当事者
記録項目	1.個人識別符号(個票参照), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.本籍国籍, 9.メールアドレス, 10.健康状態, 11.障害, 12.職業,職歴, 13.収入支出, 14.納税状況
事務開始年月日	2019/10/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（市民局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号 2279	事務の名称 区役所庁用車等任意保険加入に伴う交通事故処理関連業務
2 変更年月日	令和8年 4月 1日	
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため （2）事務の見直しによる記録項目の変更のため	
4 変更の内容	変更項目	変更前 変更後
	届出所管課	市民局区政支援部区連絡調整課 市民局区政イノベーション推進課
	事務所管課等の名称	全区、財政局、健康福祉局及び道路局の経理担当課及び車両保有課並びに市民局区連絡調整課 全区総務課、総務局税制課、こども青少年局総務課、健康福祉局総務課、みどり環境局総務課、資源循環局総務課及び道路局総務課並びに市民局区政イノベーション推進課
	個人情報の記録項目	写真 追加 映像 追加

5 届出担当課・連絡先	市民局区政イノベーション推進課 045-671-2067
6 備考	

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：2279

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	区役所庁用車等任意保険加入に伴う交通事故処理関連業務
届出担当課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務所管課等の名称	全区総務課、総務局税制課、こども青少年局総務課、健康福祉局総務課、みどり環境局総務課、資源循環局総務課及び道路局総務課並びに市民局区政イノベーション推進課
事務の概要	区役所で管理している車両に交通事故があった際の示談交渉・締結及び賠償責任の手続等を行う。
個人情報の利用目的	区役所で管理している車両に交通事故があった際の示談交渉・締結及び賠償責任の手続等を行う。
対象者の範囲	交通事故の当事者
記録項目	1.個人識別符号, 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.本籍国籍, 9.写真, 10.映像, 11.メールアドレス, 12.健康状態, 13.障害, 14.職業,職歴, 15.収入支出, 16.納税状況, 17.世帯状況
事務開始年月日	2025/03/08
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（市民局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	134	行政区存在等諸証明事務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため （2）事務の見直しによる記録項目の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課	市民局区連絡調整課	市民局区政イノベーション推進課
	事務所管課等の名称	市民局区連絡調整課	市民局区政イノベーション推進課
	個人情報の記録項目	識別番号 FAX 番号 メールアドレス	削除 追加 追加
5 届出担当課・連絡先	市民局区政イノベーション推進課 045-671-2067		

6 備考	
------	--

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：134

届出年月日	2027/05/01
事務の名称	行政区存在等諸証明事務
届出担当課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務所管課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務の概要	行政区存在等の申請に対し、証明書を発行する。
個人情報の利用目的	行政区存在等の申請に対し、証明書を発行する。
対象者の範囲	行政区存在等諸証明申請者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.FAX番号, 5.メールアドレス
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（市民局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3528	自衛官募集事務における自衛隊へ提供する自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報取扱事務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課 事務所管課等の名称	市民局区連絡調整課 市民局区連絡調整課	市民局区政イノベーション推進課 市民局区政イノベーション推進課
5 届出担当課・連絡先	市民局区政イノベーション推進課 045-671-2067		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3528

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	自衛官募集事務における自衛隊へ提供する自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報取扱事務
届出担当課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務所管課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務の概要	自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条に基づく自衛隊からの依頼に基づき、自衛官等の募集のために必要な情報を自衛隊へ提供するため、募集対象者の情報を取り扱うとともに、当該情報からの除外希望者の情報を取り扱い、当該情報からの除外を実施する。
個人情報の利用目的	自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条に基づく自衛隊からの依頼に基づいて募集対象者情報を提供するとともに、提供にあたり、提供を希望しない者を提供情報から除外するため。
対象者の範囲	自衛隊からの依頼に基づく、自衛官等募集対象者。
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号, 6.メールアドレス
事務開始年月日	2024/03/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(市民局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	132	自動車臨時運行許可事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課名の変更のため (2) 基本的事項の追加（メールアドレス）のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課の名称 基本的事項	市民局区連絡調整課	市民局区政イノベーション推進課 メールアドレスを追加
5 届出担当課・連絡先	市民局区政イノベーション推進課・671-2067		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 132

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	自動車臨時運行許可事務
届出担当課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務所管課等の名称	各区総務課
事務の概要	登録されていない自動車や自動車検査証の有効期限を過ぎている自動車等を運行させる場合に、道路運送車両法に定められた場合に限って、一時的な運行を許可するもの。新規登録や継続検査等のため運輸局へ運行する場合等に許可され、許可期間は最長5日。許可期間満了後5日以内に許可を受けた区役所へ返却しなければならない。
個人情報の利用目的	自動車臨時運行許可の申請事務
対象者の範囲	自動車臨時運行許可申請者
記録項目	1.個人識別符号, 2.氏名, 3.住所, 4.メールアドレス
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	有（他の官公庁）（1号）
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(市民局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	133	土地の名称変更等諸証明事務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課名の変更のため (2) 事務の見直しによる記録項目の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課	市民局区連絡調整課	市民局区政イノベーション推進課
	事務所管課等の名称	各区総務課	各区総務課、市民局区政イノベーション推進課
	個人情報の記録項目	識別番号 FAX 番号 メールアドレス	削除 追加 追加
5 届出担当課・連絡先	市民局区政イノベーション推進課 045-671-2067		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 133

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	土地の名称変更等諸証明事務
届出担当課等の名称	市民局区政イノベーション推進課
事務所管課等の名称	各区総務課、市民局区政イノベーション推進課
事務の概要	土地名称変更等の申請に対し、証明書を発行する。
個人情報の利用目的	証明書の作成・送付
対象者の範囲	土地の名称変更等諸証明申請者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.FAX番号, 5.メールアドレス
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	—
備考	—

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)

各実施機関名
(こども青少年局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号 3726	事務の名称 夏休み中高生ボランティア募集関係事務	
2 変更年月日	令和8年 5月 27日		
3 変更の趣旨・理由	個人情報の利用目的①、②に追加して、③申込時に情報提供可と回答した中高生に対して、保育士養成校のオープンキャンパス情報等を通知するため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の利用目的の追加	・保育対策課 ①中高生ボランティアを受け入れる保育園・幼稚園と参加希望の中高生とのマッチングのため ②ボランティアの申込をしている中高生に対して、本市及び受け入れ園から連絡を行うため	・保育・教育運営課 ①中高生ボランティアを受け入れる保育園・幼稚園と参加希望の中高生とのマッチングのため ②ボランティアの申込をしている中高生に対して、本市及び委託事業者、受け入れ園から連絡を行うため ③申込時に情報提供可と回答した中高生に対して、本市及び委託事業者から

			保育士養成校のオープン キャンパス情報等を通知 するため
5 届出担当課・連絡先	こども青少年局保育・教育運営課・045-671-4375		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3726

届出年月日	2025/06/24
事務の名称	夏休み中高生ボランティア募集関係事務
届出担当課等の名称	こども青少年局保育対策課
事務所管課等の名称	こども青少年局保育対策課、保育・教育運営課
事務の概要	ボランティアへの参加を希望する中高生から申込を受け付け、申込者の希望園または住所・学校所在地等の近隣園とのマッチングを行う。また、申込者に対して、ボランティア参加園・参加日時の決定通知や園からの連絡事項の伝達等を行う。さらに申込時に情報提供可と回答した中高生に対して、本市及び委託事業者から保育士養成校のオープンキャンパス情報等を通知する。
個人情報の利用目的	①中高生ボランティアを受け入れる保育園・幼稚園と参加希望の中高生とのマッチングのため ②ボランティアの申込をしている中高生に対して、本市及び委託事業者、受け入れ園から連絡を行うため ③申込時に情報提供可と回答した中高生に対して、本市及び委託事業者から保育士養成校のオープンキャンパス情報等を通知する。
対象者の範囲	夏休みボランティアへの申込者及びその保護者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.住所, 4.電話番号, 5.メールアドレス, 6.親族関係, 7.意見・要望等, 8.その他(個票参照)
事務開始年月日	2025/07/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(健康福祉局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3734	高齢者見守り・安否確認機器補助事業	
2 変更年月日	令和8年7月1日		
3 変更の趣旨・理由	事業対象者の相談窓口である各区高齢・障害支援課への必要な情報連携を適切に実施するため、「2 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織」に各区高齢・障害支援課を加えます。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	2 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称	健康福祉局高齢在宅支援課	・健康福祉局高齢在宅支援課 ・区高齢・障害支援課
5 届出担当課・連絡先	健康福祉局高齢在宅支援課・045（671）2405		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3734

届出年月日	2026/05/14
事務の名称	高齢者見守り・安否確認機器補助事業
届出担当課等の名称	健康福祉局高齢在宅支援課
事務所管課等の名称	健康福祉局高齢在宅支援課及び18区高齢・障害支援課
事務の概要	事業の補助金交付申請に係る決定処理を行う。
個人情報の利用目的	補助金の交付決定のため
対象者の範囲	補助事業利用者及び補助金請求者
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号
事務開始年月日	2025/05/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（健康福祉局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号 2804	事務の名称 本市から発出する通知等の点字等による情報提供	
2 変更年月日	令和8年 5月 15日		
3 変更の趣旨・理由	事務所管課の追加		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務所管課等の名称	全区高齢・障害支援課、健康福祉局企画課、健康福祉局障害施策推進課、健康福祉局障害者更生相談所、健康福祉局障害自立支援課、健康福祉局障害施設サービス課、健康福祉局健康安全課、財政局税務課、固定資産税課、徴収対策課、建築局市営住宅課	全区高齢・障害支援課、健康福祉局企画課、健康福祉局障害施策推進課、健康福祉局障害者更生相談所、健康福祉局障害自立支援課、健康福祉局障害施設サービス課、健康福祉局健康安全課、財政局税務課、固定資産税課、徴収対策課、建築局市営住宅課

5 届出担当課・連絡先	健康福祉局障害施策推進課 045－671－3598
6 備考	

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：2804

届出年月日	2026/05/15
事務の名称	本市から発出する通知等の点字等による情報提供
届出担当課等の名称	健康福祉局障害施策推進課
事務所管課等の名称	全区高齢・障害支援課、健康福祉局企画課、健康福祉局障害施策推進課、健康福祉局障害者更生相談所、健康福祉局障害自立支援課、健康福祉局障害施設サービス課、健康福祉局健康安全課、財政局税務課、固定資産税課、徴収対策課、建築局市営住宅課、市民局総務課
事務の概要	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえて、視覚障害のある人の情報の保障に関する取組として、本市から発出している通知等を点字等によって送付する。
個人情報の利用目的	視覚障害者の「情報の保障」に関する取組として、本市から発出している通知等の点字化を希望する市民の名簿を基に、各通知等を所管する本市各区局部署から送付される通知等について、文書件名及び問合先を点字化した文書を申出者に対して郵送する。また、郵送した旨、電子メール送付を行う。
対象者の範囲	本市から発出している通知等の点字化を希望する市民
記録項目	－
事務開始年月日	2017/10/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（健康福祉局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号 2832	事務の名称 介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付事務	
2 変更年月日	令和7年9月16日		
3 変更の趣旨・理由	（1）国の地域支援事業実施要綱の改正に伴う事業名称の変更のため （2）申請団体等の支援のため、利用目的の変更を行うため （3）事務所管課の追加のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	介護予防・生活支援サービス補助事業補助金交付事務	横浜市サービス・活動B等補助事業補助金交付事務
	個人情報の利用目的	補助金の交付に関する申請、変更、廃止等に対して、決定、通知等を行うため	補助金の申請、変更、廃止等に対しての決定、通知の実施及び補助事業に関する説明会、研修等の実施等補助事業に係る活動の管理・運営を行うため
	事務所管課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課	健康福祉局地域包括ケア推進課、各区高齢・障害支

	個人情報の記載 項目⑥その他	要支援 1 若しくは 2 又 は事業対象者かどうか	援課 要支援 1 ～要介護 5 まで のどの認定状況に該当す るか、事業対象者かどうか
5 届出担当課・連絡先	健康福祉局地域包括ケア推進課・045（671）3464		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2832

届出年月日	2026/05/21
事務の名称	横浜市サービス・活動B等補助事業補助金交付事務
届出担当課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課
事務所管課等の名称	健康福祉局地域包括ケア推進課、各区高齢・障害支援
事務の概要	ボランティアを始めとした地域住民が実施する要支援者等の方に向けた介護予防・生活支援の活動に係る費用に対し、補助金を交付する事務
個人情報の利用目的	補助金の申請、変更、廃止等に対する決定、通知の実施及び補助事業に関する説明会、研修等の実施等補助事業に係る活動の管理・運営を行うため
対象者の範囲	補助の申請者、補助の対象となる活動を利用する要支援者等
記録項目	1.個人識別符号(介護保険被保険者番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.メールアドレス, 8.電話番号, 9.写真, 10.映像, 11.その他(要支援1～要介護5までのどの認定状況に該当するか、事業対象者かどうか)
事務開始年月日	2017/05/22
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(医療局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2925	高齢者予防接種事業における減免手続き	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	届出内容について、必要事項を追加するため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	①記録項目	なし	①個人番号（マイナンバー）
	②個人情報の収集方法		②本人以外 他の官公庁、その他（代理人）
	③関連する個人情報ファイル簿		③予防接種台帳
5 届出担当課・連絡先	医療局健康安全課・671-4190／4841		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2925

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	高齢者予防接種事業における減免手続き
届出担当課等の名称	医療局健康安全課
事務所管課等の名称	医療局健康安全課
事務の概要	自己負担免除の対象者かどうかを確認するため。
個人情報の利用目的	自己負担免除の対象者かどうかを確認するため。
対象者の範囲	事業対象者のうち、自己負担免除対象者確認書発行の申請者。
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.電話番号, 7.本籍国籍, 8.納税状況, 9.個人番号(マイナンバー)
事務開始年月日	2001/10/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（他の官公庁,その他：代理人）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	予防接種台帳
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1901	予防接種実施・記録等管理事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	届出内容について、必要事項を追加するため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	関連する個人情報ファイル簿	なし	予防接種台帳 予防接種台帳システム
5 届出担当課・連絡先	医療局健康安全課・671-4190		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1901

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	予防接種実施・記録等管理事務
届出担当課等の名称	医療局健康安全課
事務所管課等の名称	医療局健康安全課
事務の概要	予防接種の実施記録について、法令（定期の予防接種実施要領等）に定めのある期間保存するとともに、電子データ化した実施記録も保存する。
個人情報の利用目的	予防接種の実施記録について、法令（定期の予防接種実施要領等）に定めのある期間保存するとともに、電子データ化した実施記録も保存するため。
対象者の範囲	市民
記録項目	1.個人識別符号(住民票コード), 2.管理番号等(業務固有番号), 3.氏名, 4.性別, 5.生年月日, 6.年齢, 7.住所, 8.電話番号, 9.個人番号(マイナンバー), 10.納税状況, 11.公的扶助, 12.健康状態, 13.病歴, 14.障害, 15.その他(予防接種歴)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,その他：保護者・家族等）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	予防接種台帳 予防接種台帳システム
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	412	理容所及び美容所確認等事務	
2 変更年月日	令和8年 5月 28日		
3 変更の趣旨・理由	記録項目の修正のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目	氏名、住所、親族関係、資格情報、健康状態	氏名、住所、電話番号、親族関係、資格情報、職業・職歴、健康状態
5 届出担当課・連絡先	医療局生活衛生課（671-2456）		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：412

届出年月日	2023/04/01
事務の名称	理容所及び美容所確認等事務
届出担当課等の名称	医療局生活衛生課
事務所管課等の名称	各区生活衛生課
事務の概要	理容師法及び美容師法に基づく開設届出書等の受理、開設確認、台帳作成及び立入検査による監視指導を行う。
個人情報の利用目的	理容所及び美容所確認等事務に係る手続きの処理のため
対象者の範囲	届出者（個人）、従業者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.親族関係, 5.資格情報, 6.職業,職歴, 7.健康状態
事務開始年月日	2000/03/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	有（実施機関内部）（2号）
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	環境衛生管理業務システム（理容所、美容所）
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	411	クリーニング所確認等事務	
2 変更年月日	令和8年 5月 12日		
3 変更の趣旨・理由	記録項目の修正のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、職業・職歴、個人番号（マイナンバー）、親族関係、資格情報	氏名、性別、住所、電話番号、個人番号（マイナンバー）、親族関係、資格情報、職業・職歴
5 届出担当課・連絡先	医療局生活衛生課（671-2456）		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：411

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	クリーニング所確認等事務
届出担当課等の名称	医療局生活衛生課
事務所管課等の名称	各区生活衛生課
事務の概要	クリーニング業法に基づく開設届出書等の受理、開設確認、台帳作成及び立入検査による確認指導を行う。研修・講習等の実施協力を行う。
個人情報の利用目的	クリーニング所確認等事務に係る手続きの処理のため
対象者の範囲	届出者（個人）、クリーニング師、業務従事者講習受講者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.住所, 4.個人番号(マイナンバー), 5.親族関係, 6.資格情報, 7.職業, 職歴, 8.電話番号
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：本人の代理人、保有個人情報に係る第三者）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	有（実施機関内部）（2号）
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	環境衛生管理業務システム（クリーニング所データベース）
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（医療局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	298	猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 登録番号 2560「マイクロチップ装着推進事業事務」との事業統合による事務の名称の変更 (3) 対象者の範囲の変更		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称 対象者の範囲	猫の不妊去勢手術推進事業事務 野良猫の不妊去勢手術を行う者、代理申請者	猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業事務 野良猫又は飼い猫にする猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着を行う者、代理申請者
5 届出担当課・連絡先	医療局動物愛護センター 045-471-2111		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 298

届出年月日	2026/05/11
事務の名称	猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着推進事業事務
届出担当課等の名称	医療局動物愛護センター
事務所管課等の名称	各区生活衛生課、医療局動物愛護センター
事務の概要	猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着について、費用の一部を補助する。
個人情報の利用目的	本人確認、補助金の交付決定通知書の郵送、補助金の振込のため
対象者の範囲	野良猫又は飼い猫にする猫の不妊去勢手術及びマイクロチップ装着を行う者、代理申請者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.メールアドレス
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	本人以外からの個人情報の収集は代理人申請によるもの

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（都市整備局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3668	設計・測量等委託契約関連事務	
2 変更年月日	令和8年5月18日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管局名の変更のため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
5 届出担当課・連絡先	都市整備局公共事業調整課・045-671-2025		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3668

届出年月日	2026/05/18
事務の名称	設計・測量等委託契約関連事務
届出担当課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務所管課等の名称	全局区統括本部
事務の概要	設計、測量及び地質調査委託において契約後、着手から完了に至るまでに必要な手続きや協議調整、及び、委託監督を行う
個人情報の利用目的	委託の施工に伴い必要となる届出や協議記録、成果品等を受ける。
対象者の範囲	現場責任者等、技術者、監督員、近隣住民等
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.電話番号, 7.写真, 8.映像, 9.メールアドレス, 10.職業,職歴, 11.資格情報
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（他の官公庁,その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（都市整備局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3669	公共工事請負契約関連事務	
2 変更年月日	令和8年5月18日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管局名の変更のため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出所管課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
5 届出担当課・連絡先	都市整備局公共事業調整課・045-671-2025		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3669

届出年月日	2026/05/18
事務の名称	公共工事請負契約関連事務
届出担当課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務所管課等の名称	全局区統括本部
事務の概要	公共工事において請負契約後、着手から完了に至るまでに必要な手続きや協議調整、及び、工事監督を行う
個人情報の利用目的	工事の施工に伴い必要となる届出や協議記録、竣工図書等を受ける。
対象者の範囲	現場代理人、監理（主任）技術者、作業員、工事担当課職員、監督員、近隣住民等
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.電話番号, 7.本籍国籍, 8.写真, 9.映像, 10.メールアドレス, 11.職業,職歴, 12.資格情報
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（他の官公庁,その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（都市整備局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3619	横浜市優良工事表彰の表彰候補者選定・表彰状作成事務	
2 変更年月日	令和8年5月13日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管局名の変更のため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
	事務所管課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
5 届出担当課・連絡先	都市整備局公共事業調整課・045-671-2025		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3619

届出年月日	2026/05/13
事務の名称	横浜市優良工事表彰の表彰候補者選定・表彰状作成事務
届出担当課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務所管課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務の概要	横浜市優良工事表彰の表彰候補者選定・表彰状作成に対し、コリンズのデータを基に現場責任者の名簿を作成する。また、名簿を基に表彰状の作成を行う。
個人情報の利用目的	表彰候補者選定・表彰状作成、表彰に関する連絡のため
対象者の範囲	工事に係る現場代理人及び主任技術者、監理技術者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.職業,職歴, 5.評価,判定
事務開始年月日	2024/04/01
個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(都市整備局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3677	横浜市内公共事業発注者連絡会 名簿管理事務	
2 変更年月日	令和8年5月13日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管局名の変更のため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
	事務所管課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
5 届出担当課・連絡先	都市整備局公共事業調整課・045-671-2025		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3677

届出年月日	2026/05/13
事務の名称	横浜市内公共事業発注者連絡会 名簿管理事務
届出担当課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務所管課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務の概要	横浜市内公共事業発注者連絡会メンバーの名簿を作成する。
個人情報の利用目的	横浜市内公共事業発注者連絡会メンバーとの連絡調整のため。
対象者の範囲	市内で公共事業を発注する、国や関係機関、外郭団体等
記録項目	1.氏名, 2.電話番号, 3.メールアドレス, 4.職業,職歴
事務開始年月日	2024/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（都市整備局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3678	機械職・電気職の採用確保及び広報活動事務	
2 変更年月日	令和8年5月13日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管局名の変更のため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
	事務所管課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
5 届出担当課・連絡先	都市整備局公共事業調整課・045-671-2025		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3678

届出年月日	2026/05/13
事務の名称	機械職・電気職の採用確保及び広報活動事務
届出担当課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務所管課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務の概要	機械職・電気職の採用確保、広報活動
個人情報の利用目的	機械職・電気職の採用確保、広報活動に関する連絡等のため
対象者の範囲	個別相談会参加者
記録項目	1.氏名, 2.電話番号, 3.メールアドレス, 4.職業,職歴, 5.学業,学歴, 6.その他(個票参照)
事務開始年月日	2024/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（都市整備局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3679	総合評価落札方式技術評価委員会における学識経験者からの意見聴取	
2 変更年月日	令和8年5月13日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う所管局名の変更のため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
	事務所管課等の名称	財政局公共事業調整課	都市整備局公共事業調整課
5 届出担当課・連絡先	都市整備局公共事業調整課・045-671-2025		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3679

届出年月日	2026/05/13
事務の名称	総合評価落札方式技術評価委員会における学識経験者からの意見聴取
届出担当課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務所管課等の名称	都市整備局公共事業調整課
事務の概要	所得税法の規定により、総合評価落札方式に関して意見聴取を行った学識経験者への報酬の支払い及び報酬に係る支払調書の作成にあたり、学識経験者の住所及び口座情報を収集する。さらに、同一年中の同一人に対する支払金額の合計が5万円を超える場合には税務署へ個人番号（マイナンバー）を記載した調書の提出が必要となるため、個人番号も収集する。
個人情報の利用目的	総合評価落札方式に係る学識経験者への報酬の支払い及び報酬に係る支払調書の作成並びに税務署への調書提出のため。
対象者の範囲	総合評価落札方式に関して意見聴取を行った学識経験者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.個人番号(マイナンバー), 5.その他(個票参照)
事務開始年月日	2024/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（下水道河川局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1346	事故報告書	
2 変更年月日	2026 年 4 月 1 日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届け出所管課等の名称	下水道河川局技術監理課	下水道河川局管路保全課
	事務所管課等の名称	各区土木事務所、下水道事務所、下水道河川局技術監理課	各区土木事務所、下水道河川局
5 届出担当課・連絡先	下水道河川局管路保全課 671-3533		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1346

届出年月日	2024/06/27
事務の名称	事故報告書
届出担当課等の名称	下水道河川局管路保全課
事務所管課等の名称	下水道河川局工事及び委託業務所管各課、18区土木事務所下水道公園係
事務の概要	工事等に伴う事故について、事故報告書を提出する。
個人情報の利用目的	工事等に伴う人身事故の状況を把握し、以後の工事等の安全管理に供するため。
対象者の範囲	被災者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号, 6.病歴, 7.障害, 8.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：民間私人）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(下水道河川局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1347	工事補償事務	
2 変更年月日	2026 年 4 月 1 日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届け出所管課等の名称	下水道河川局技術監理課	下水道河川局管路保全課
	事務所管課等の名称	下水道河川局技術監理課	下水道河川局管路保全課
5 届出担当課・連絡先	下水道河川局管路保全課 671-3530		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1347

届出年月日	2024/06/27
事務の名称	工事補償事務
届出担当課等の名称	下水道河川局技術監理課
事務所管課等の名称	下水道河川局管路保全課
事務の概要	工事に起因して発生した被害に対して補償を行う
個人情報の利用目的	工事に起因して発生した被害に対して補償費支払いのため
対象者の範囲	補償対象家屋等の所有者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.写真, 5.居住状況
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	－
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	45	特殊車両通行認定事務	
	46	街路樹等事故対応事務	
	50	道路工事等施行承認事務	
	51	道路幅員証明事務	
	52	道路損傷事務	
	2183	道路等に関する陳情処理事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管局名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局管理課	道路・交通政策局管理課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局管理課 671-2770		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 45

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	特殊車両通行認定事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	各区土木事務所
事務の概要	車両制限令に基づく通行許可
個人情報の利用目的	車両制限令に基づく通行許可に関する手続きのため
対象者の範囲	通行認定申請者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号
事務開始年月日	－
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：46

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	街路樹等事故対応事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課、各区土木事務所
事務の概要	街路樹に関する事故の人的、物的損害を把握し、それに対応し・処理を行う。
個人情報の利用目的	街路樹に関する事故の人的、物的損害を把握し、それに対応し・処理を行うため。
対象者の範囲	事故の当事者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.写真, 9.メールアドレス, 10.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 50

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	道路工事等施行承認事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	各区土木事務所
事務の概要	道路法第24条に基づく道路工事等施行承認
個人情報の利用目的	道路法第24条に基づく道路工事等施行承認のため
対象者の範囲	道路工事等施行承認申請者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 51

届出年月日	2026/06/20
事務の名称	道路幅員証明事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	各区土木事務所
事務の概要	道路運送事業を行う者が必要とする道路の現況証明
個人情報の利用目的	道路運送事業を行う者が必要とする道路の現況証明のため
対象者の範囲	証明申請者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 52

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	道路損傷事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	各区土木事務所
事務の概要	道路損傷原因者に対する復旧事務
個人情報の利用目的	道路損傷原因者に対する復旧事務のため
対象者の範囲	道路損傷原因者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：2183

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	道路等に関する陳情処理事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課及び各区土木事務所
事務の概要	市民から土木事務所への道路等に関する陳情を処理します。
個人情報の利用目的	陳情者への連絡先として使用するため、氏名・電話番号等を記録します。
対象者の範囲	土木事務所に意見・要望を寄せた市民
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.メールアドレス, 5.意見・要望等, 6.その他(個票参照)
事務開始年月日	2004/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	新土木事務所陳情管理システム
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	44	公有財産貸付事務	
	47	街路樹管理瑕疵に伴う損害賠償関係事務	
	48	道路一般占用事務	
	49	道路不法占用対策事務	
	53	道路管理に係わる訴訟事務	
	54	道路管理瑕疵事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管局名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	・届出担当課等の名称 ・事務所管課等の名称	道路局管理課	道路・交通政策局管理課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局管理課 671-2770		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：44

届出年月日	2026/08/20
事務の名称	公有財産貸付事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務の概要	公有財産の適正管理
個人情報の利用目的	公有財産の適正管理のため
対象者の範囲	借受人
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号
事務開始年月日	－
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：47

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	街路樹管理瑕疵に伴う損害賠償関係事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課、各区土木事務所
事務の概要	街路樹の管理瑕疵による損害賠償
個人情報の利用目的	街路樹の管理瑕疵による損害賠償のため
対象者の範囲	事故の当事者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.写真, 9.メールアドレス, 10.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：48

届出年月日	2026/06/20
事務の名称	道路一般占用事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課、各区土木事務所
事務の概要	道路占用申請に対して、許可等の処理を行う。
個人情報の利用目的	道路占用申請に対して、許可等の処理を行うため。
対象者の範囲	道路占用申請者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号, 5.職業,職歴, 6.地位
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：49

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	道路不法占用対策事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課、各区土木事務所
事務の概要	道路の不法占用の是正
個人情報の利用目的	道路の不法占用の是正のため
対象者の範囲	不法占用者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号, 5.居住状況, 6.納税状況
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,他の官公庁,その他：民間・私人）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：53

届出年月日	2026/06/20
事務の名称	道路管理に係わる訴訟事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課、各区土木事務所
事務の概要	道路の管理に係わる訴訟事務
個人情報の利用目的	道路の管理に係わる訴訟事務のため
対象者の範囲	訴訟の当事者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.写真, 9.メールアドレス, 10.親族関係, 11.世帯状況, 12.居住状況, 13.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市 事務開始届出書

登録番号：54

届出年月日	2026/05/20
事務の名称	道路管理瑕疵事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局管理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局管理課、各区土木事務所
事務の概要	国家賠償法に基づく損害賠償
個人情報の利用目的	国家賠償法に基づく損害賠償のため
対象者の範囲	事故の当事者
記録項目	1.管理番号等(一覧表作成時に任意に設定した番号), 2.氏名, 3.性別, 4.生年月日, 5.年齢, 6.住所, 7.電話番号, 8.写真, 9.メールアドレス, 10.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3810	工事発注図面参考資料作成業務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局技術監理課	道路・交通政策局技術監理課
	事務所管課等の名称	道路局	道路・交通政策局技術監理課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局技術監理課 671-3964		
6 備考			

(A 4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3810

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	工事発注図面参考資料作成業務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局技術監理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局技術監理課
事務の概要	本市職員が工事発注を実施する際に注意すべき事項や参考とすべき図面を作成する業務を行う。
個人情報の利用目的	工事発注参考図面の作成業務において、氏名、住所の記載がある地図データを基礎図として使用したいため
対象者の範囲	明細地図等の地図データに氏名が記入されている者
記録項目	1.氏名, 2.住所
事務開始年月日	2025/10/28
個人情報の収集方法	本人以外（その他：地図作製会社）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称			
	1608	事故報告書に関する事務			
2 変更年月日	令和8年 4月 1日				
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う課名の変更のため （2）個人情報の収集方法について追加				
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後		
	届出担当課等の名称	道路局技術監理課	道路・交通政策局技術監理課		
	事務所管課等の名称	道路局技術監理課	道路・交通政策局技術監理課		
	個人情報の収集方法	本人以外（実施機関内）	本人、本人以外（実施機関内部、その他：民間私人）		
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局技術監理課 671-3632				
6 備考					

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1608

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	事故報告書に関する事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局技術監理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局技術監理課・全区土木事務所
事務の概要	工事に伴う事故を把握する
個人情報の利用目的	人身事故の状況を把握するため
対象者の範囲	工事事故の関係者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号, 6.健康状態, 7.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,その他：民間私人）
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3704	職員技術研修	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局技術監理課	道路・交通政策局技術監理課
	事務所管課等の名称	道路局技術監理課	道路・交通政策局技術監理課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局技術監理課 671-3964		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号：3704

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	職員技術研修
届出担当課等の名称	道路・交通政策局技術監理課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局技術監理課
事務の概要	職員の技術力向上のための技術・システム・現場研修開催に伴い、通知連絡等を行う。
個人情報の利用目的	研修に係る手続きのため
対象者の範囲	研修受講者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.職業,職歴
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：各区・局の本人所属部署）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(道路・交通政策局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1048	道路用地取得事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局橋梁課	道路・交通政策局橋梁課
	事務所所管課等の名称	道路局橋梁課	道路・交通政策局橋梁課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局橋梁課・045(671)2791		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1048

届出年月日	2026/05/13
事務の名称	道路用地取得事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局橋梁課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局橋梁課
事務の概要	道路用地を取得し、又は借り受け、橋りょう、トンネル等の維持・修繕等のために利用する。
個人情報の利用目的	道路用地の取得、又は借り受けの際の交渉、契約、登記のため。
対象者の範囲	事業用地の地権者
記録項目	1.氏名, 2.性別, 3.生年月日, 4.年齢, 5.住所, 6.電話番号, 7.メールアドレス, 8.個人番号(マイナンバー), 9.親族関係, 10.世帯状況, 11.居住状況, 12.財産, 13.収入支出, 14.その他(個票参照)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3687	橋りょう等の維持・修繕等に関する事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局橋梁課	道路・交通政策局橋梁課
	事務所所管課等の名称	道路局橋梁課及び各土木事務所	道路・交通政策局橋梁課及び各土木事務所
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局橋梁課・045（671）2791		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3687

届出年月日	2025/05/13
事務の名称	橋りょう等の維持・修繕等に関する事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局橋梁課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局橋梁課及び各土木事務所
事務の概要	橋りょう、トンネル等の台帳に関する事務、橋りょう、トンネル等工事の設計指導及び引継ぎ検査、供給処理業者による添架工事に係る橋りょう、トンネル等構造審査、荷重制限及び特殊車両の通行に係る橋りょう構造審査を行う。
個人情報の利用目的	連絡調整、協議、手続きのため
対象者の範囲	業務関係者、申請者、施設利用者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.メールアドレス
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（実施機関内部,他の実施機関,他の官公庁）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1175	市営地下駐車場の管理運営業務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う局名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局施設課	道路・交通政策局施設課
	事務所管課等の名称	道路局施設課	道路・交通政策局施設課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局施設課 電話 671-2785		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号：1175

届出年月日	2025/05/08
事務の名称	市営地下駐車場の管理運営業務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局施設課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局施設課
事務の概要	路上駐車による交通渋滞、交通事故を減らすため、整備した地下駐車場の管理運営業務
個人情報の利用目的	駐車場の安全管理（お客様とのトラブル対応含む）、定期利用者の本人確認、減免申請者の資格確認
対象者の範囲	駐車場利用者、定期券利用者、減免申請者
記録項目	1.管理番号等(RIY:契約番号), 2.氏名, 3.住所, 4.電話番号, 5.FAX番号, 6.映像, 7.メールアドレス, 8.口座情報, 9.意見・要望等, 10.行動履歴, 11.障害, 12.その他(音声、利用車種)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含む
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3682	道路施設業務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う局名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	道路局施設課	道路・交通政策局施設課
	事務所管課等の名称	道路局施設課	道路・交通政策局施設課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局施設課 電話 671-2785		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3682

届出年月日	2025/03/26
事務の名称	道路施設業務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局施設課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局施設課、各区土木事務所
事務の概要	道路施設（交通安全施設、道路がけ、街路樹、標識、電線共同溝、歩道橋、共同溝、道路照明及び搬送設備等）の計画、設計、設置、維持管理等を行う
個人情報の利用目的	施設の安全確保、協議及び手続き、意見及び要望等に対応するため
対象者の範囲	土地所有者及び権利者、市民、道路使用者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.写真, 5.映像, 6.メールアドレス, 7.意見・要望等, 8.その他(音声、土地の所在、地番、地目)
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（他の官公庁）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	有
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1994	横浜市地域まちづくり支援制度に基づく地域まちづくり活動団体に対する支援事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	都市整備局地域交通推進課	道路・交通政策局地域交通推進課
	事務所管課等の名称	都市整備局地域交通推進課	道路・交通政策局地域交通推進課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局地域交通推進課 671-3800		
6 備考			

（A4）

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 1994

届出年月日	2026/05/12
事務の名称	横浜市地域まちづくり支援制度に基づく地域まちづくり活動団体に対する支援事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局地域交通推進課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局地域交通推進課
事務の概要	地域交通サポート事業における支援として、横浜市地域まちづくり支援制度要綱に基づき、地域まちづくりの活動団体に対して、専門家の派遣、助成金の交付等を行う。
個人情報の利用目的	補助金交付に係る手続きの処理のため
対象者の範囲	地域まちづくり活動団体の届出者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号
事務開始年月日	2007/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（道路・交通政策局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3735	横浜市みんなのおでかけ交通事業に基づく地域交通活動団体に対する支援事務	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	（1）機構改革に伴う所管課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	届出担当課等の名称	都市整備局地域交通推進課	道路・交通政策局地域交通推進課
	事務所管課等の名称	都市整備局地域交通推進課、都市整備局交通企画課	道路・交通政策局地域交通推進課、道路・交通政策局交通政策課
5 届出担当課・連絡先	道路・交通政策局地域交通推進課 671-3800		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 3735

届出年月日	2026/05/12
事務の名称	横浜市みんなのおでかけ交通事業に基づく地域交通活動団体に対する支援事務
届出担当課等の名称	道路・交通政策局地域交通推進課
事務所管課等の名称	道路・交通政策局地域交通推進課、道路・交通政策局交通政策課
事務の概要	横浜市地域公共交通導入支援補助金の交付等に関する要綱に基づき、地域交通活動団体に対して、補助金の交付等を行う。
個人情報の利用目的	補助金交付に係る手続の処理のため
対象者の範囲	地域交通活動を行う地域において当該活動を行う者で構成される団体
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.FAX番号, 5.メールアドレス
事務開始年月日	2025/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：個票参照）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（港湾局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	213	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業を除く）に係る委託事務	
2 変更年月日	令和 元年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	事務移管による事務名称変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業を除く）に係る委託事務	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業を除く）に係る委託事務
5 届出担当課・連絡先	港湾局建設第一課 連絡先 671-7303		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 0213

届出年月日	2026/08/01
事務の名称	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業を除く）に係る委託事務
届出担当課等の名称	港湾局建設第一課
事務所管課等の名称	港湾局建設第一課
事務の概要	調査等の作業を委託することにより事務の効率化を図る。
個人情報の利用目的	港湾建設工事等に係る委託事務における事務処理のため
対象者の範囲	委託業務の現場責任者、作業従事者
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号, 6.写真, 7.職業,職歴, 8.資格情報
事務開始年月日	2000/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：民間・私人）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
(総括個人情報保護管理者（市民局長）)横浜市長
(港湾局個人情報保護管理者)

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2491	工事の金額入り設計書の情報提供事務	
2 変更年月日	令和 元年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	・対象事務の拡大による事務名称変更のため ・機構改革に伴う所管課名の変更のため ・様式の見直しによる記録項目の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	工事の金額入り設計書の情報提供事務	工事・一部委託の金額入り設計書の情報提供事務
	事務所管課等の名称	港湾局建設第一課、建設第二課、保全管理課	港湾局建設第一課、建設第二課、維持保全課
	記録項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他(法人の代表名)	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
5 届出担当課・連絡先	港湾局建設第一課 連絡先 671-7303		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2491

届出年月日	2026/08/01
事務の名称	工事・一部委託の金額入り設計書の情報提供事務
届出担当課等の名称	港湾局建設第一課
事務所管課等の名称	港湾局建設第一課、建設第二課、維持保全課
事務の概要	法人（個人）からの申請に対し、金額入り設計書の情報提供を行う。
個人情報の利用目的	工事・一部委託の金額入り設計書の情報提供における事務処理のため
対象者の範囲	金額入り設計書情報提供申請者
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.メールアドレス
事務開始年月日	2014/06/02
個人情報の収集方法	本人
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

横浜市長
（港湾局個人情報保護管理者）

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	2572	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業を除く）に係る工事事務	
2 変更年月日	令和 元年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	事務移管による事務名称変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	事務の名称	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業を除く）に係る工事事務	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業を除く）に係る工事事務
5 届出担当課・連絡先	港湾局建設第一課 連絡先 671-7303		
6 備考			

(A4)

横浜市 事務開始届出書

登録番号 : 2572

届出年月日	2026/04/01
事務の名称	港湾建設工事等（南本牧ふ頭建設事業及び新本牧ふ頭建設事業を除く）に係る工事事務
届出担当課等の名称	港湾局建設第一課
事務所管課等の名称	港湾局建設第一課
事務の概要	工事請負することにより事務の効率化を図る。
個人情報の利用目的	港湾建設工事等に係る工事事務における事務処理のため
対象者の範囲	工事の現場代理人、主任技術者、総括責任者
記録項目	1.氏名, 2.生年月日, 3.年齢, 4.住所, 5.電話番号, 6.写真, 7.職業,職歴, 8.資格情報
事務開始年月日	2014/04/01
個人情報の収集方法	本人,本人以外（その他：民間・私人）
要配慮個人情報	含まない
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	無
外部委託の有無	無
関連する個人情報ファイル簿	－
備考	－

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

公立大学法人横浜市立大学

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	3782	医学情報センター時間外特別利用のための利用者登録	
2 変更年月日	令和8年 5月 8日		
3 変更の趣旨・理由	福浦キャンパス在籍の理学部学生を対象に追加するための措置		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	対象者の範囲	医学部・附属病院・市民総合医療センター教職員、医学研究科生、医学部生のうち時間外特別利用希望者	医学部・附属病院・市民総合医療センター教職員、医学研究科生、福浦キャンパスに所属する学部生のうち時間外特別利用希望者
5 届出担当課・連絡先	研究推進部学術情報課医学情報担当 045-787-2076		
6 備考			

（A4）

(別紙)

登録番号

3782

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	医学情報センター時間外特別利用のための利用者登録		
届出担当課等の名称	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課医学情報担当		
事務所管課等の名称	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課医学情報担当		
事務の概要	時間外特別利用者の入口扉解錠のため、指静脈情報を登録します。		
個人情報の利用目的	時間外特別利用者の入口扉解錠		
対象者の範囲	医学部・附属病院・市民総合医療センター教職員、医学研究科生、福浦キャンパスに所属する学部生のうち時間外特別利用希望者		
個人情報の記録項目	☒ 個人識別符号 (指静脈情報) ☒ 管理番号等 (職員・学籍番号) ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍, 国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☐ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号 (マイナンバー) ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性, 能力 ☐ 性質, 性格 ☐ 資格情報 ☐ 職業, 職歴 ☐ 学業, 学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味, し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価, 判定 ☐ 意見, 要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	平成 24 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 [☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他 ()		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令: 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☐ 有 ☒ 無		
関連する個人情報ファイル簿	登録番号		
	ファイル簿名	指静脈認証システム	
備考			

横浜市長
（総括個人情報保護管理者（市民局長））

公立大学法人横浜市立大学

個人情報取扱事務変更届出書

次のとおり、届け出た事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第4条第1項の規定により届け出ます。

1 変更する個人情報を取り扱う事務開始届出書の登録番号及び当該事務の名称	登録番号	事務の名称	
	1643	学術情報センター（図書部門）利用者貸出業務	
2 変更年月日	令和8年 4月 1日		
3 変更の趣旨・理由	個人情報の収集方法（実施機関内）の追加 学生の場合は、大学入学時の申請情報（本学教務電算システムに登録されている情報）から収集を行うため。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	個人情報の収集方法	本人	本人、実施機関内
5 届出担当課・連絡先	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課 045-787-2076		
6 備考			

（A4）

(別紙)

登録番号

1643

個人情報を取り扱う事務開始届出書

事務の名称	学術情報センター（図書部門）利用者貸出業務		
届出担当課等の名称	公立大学法人横浜市立大学学術情報課		
事務所管課等の名称	公立大学法人横浜市立大学学術情報課		
事務の概要	利用者情報を電算登録し、図書貸出及び管理業務を行う		
個人情報の利用目的	利用者情報を電算登録し、図書貸出及び管理業務を行うため		
対象者の範囲	教職員、学生・院生、卒業生、学外者（満18歳以上）		
個人情報の 記録項目	☒ 個人識別符号（学籍・職員番号） ☐ 管理番号等（ ） ☒ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 年齢 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ 本籍、国籍 ☐ 写真 ☐ 映像 ☒ メールアドレス ☐ アカウント情報 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ 親族関係 ☐ 世帯状況 ☐ 居住状況 ☐ 身体的特性、能力 ☐ 性質、性格 ☐ 資格情報 ☒ 職業、職歴 ☒ 学業、学歴 ☐ 地位 ☐ 趣味、し好 ☐ 団体活動歴 ☐ 財産 ☐ 収入支出 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 口座情報 ☐ 取引状況 ☐ 評価、判定 ☐ 意見、要望等 ☐ 行動履歴 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 賞罰 ☐ その他		
事務開始年月日	平成 12 年 4 月 1 日		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 ☒ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 		
要配慮個人情報	☐ 含む ☒ 含まない		
個人情報の恒常的な目的外利用・提供先	☒ 無 ☐ 有 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ） 		
	【目的外利用・提供をしている理由】 保護法69条1項の規定による「法令に基づく場合」により目的外利用・提供する場合 ☐ 根拠法令： 保護法69条2項各号のいずれかの規定により目的外利用・提供する場合 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号		
外部委託の有無	☒ 有 ☐ 無		
関連する個人情報 ファイル簿	登録番号	232	
	ファイル簿名	図書館システム 業務・OPACデータベース 利用者管理データ	
備考			

横浜市個人情報保護審議会
会長 中 村 俊 規 様横浜市長
(政策経営・国際戦略局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	121	寄附金管理簿	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	(1) 行政機関等の名称の機構改革に伴う課名の変更。 (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる所管課の変更。		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	行政機関等の名称 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長（政策経営局財源確保推進課） 政策経営局財源確保推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、こども青少年局総務課、健康福祉局企画課、医療局総務課、みどり環境局動物園課、港湾局賑わい振興課、教育委	市長（政策経営・国際戦略局財源確保推進課） 政策経営・国際戦略局財源確保推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、行財政局共創推進課、市民局区政イノベーション推進課、にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、にぎわいスポーツ文化局文化振興

		員会事務局総務課、国際局政策総務課、市民局市民協働推進課、にぎわいスポーツ文化局文化振興課、みどり環境局戦略企画課、都市整備局都市デザイン室、教育委員会事務局教育施設課、教育委員会事務局調査資料課、にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、にぎわいスポーツ文化局観光M I C E 振興課、教育委員会事務局生涯学習文化財課、戸塚区区政推進課、栄区栄土木事務所	課、こども青少年局総務課、健康福祉局企画課、医療局総務課、医療局動物愛護センター、都市整備局都市デザイン室、みどり環境局戦略企画課、みどり環境局動物園課、下水道河川局マネジメント推進課、下水道河川局河川流域調整課、港湾局賑わい振興課、消防局企画課、水道局広報課、教育委員会事務局総務課、教育委員会事務局学校経営支援課、教育委員会事務局教育施設課、教育委員会事務局中央図書館調査資料課、にぎわいスポーツ文化局観光M I C E 振興課、戸塚区区政推進課、栄区栄土木事務所
5 報告担当課・連絡先	政策経営・国際戦略局財源確保推進課 671-4809		
6 備考			

(A 4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号 : 0121

個人情報ファイルの名称	寄附金管理簿
行政機関等の名称	市長（政策経営・国際戦略局財源確保推進課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策経営・国際戦略局財源確保推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、行財政局共創推進課、市民局区政イノベーション推進課、にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、にぎわいスポーツ文化局文化振興課、こども青少年局総務課、健康福祉局企画課、医療局総務課、医療局動物愛護センター、都市整備局都市デザイン室、みどり環境局戦略企画課、みどり環境局動物園課、下水道河川局マネジメント推進課、下水道河川局河川流域調整課、港湾局賑わい振興課、消防局企画課、水道局広報課、教育委員会事務局総務課、教育委員会事務局学校経営支援課、教育委員会事務局教育施設課、教育委員会事務局中央図書館調査資料課、にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興課、戸塚区区政推進課、栄区栄土木事務所
個人情報ファイルの利用目的	寄附金受付事務
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.生年月日, 4.電話番号, 5.メールアドレス, 6.寄附金額
記録範囲	寄附申込者
記録情報の収集方法	本人が申込書を郵送・メール・FAXで送付又は持参 本人が電子システムで申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	税務署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係 （所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	・電子申請システムの簡易申請システムを利用 ・税控除の手続（ワンストップ特例制度）で個人番号を収集 ・税控除の手続（ワンストップ特例制度）における申告特例通知データ送付のためeLTAXを利用（法令の定め有） ・民間事業者が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用

横浜市個人情報保護審議会
会長 中 村 俊 規 様横浜市長
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称			
	0105	電子入札システムデータベース			
2 変更年月日	令和8年4月1日				
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う局名の変更のため				
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後		
	行政機関等の名称 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長（財政局契約第一課） 財政局契約第一課	市長（総務局契約第一課） 総務局契約第一課		
5 報告担当課・連絡先	総務局契約第一課 045(671)2707				
6 備考					

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0105

個人情報ファイルの名称	電子入札システムデータベース
行政機関等の名称	市長（総務局契約第一課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局契約第一課
個人情報ファイルの利用目的	入札参加資格有資格者を登録し、入札・契約事務に関する諸手続を行うため。
記録項目	1.代表者氏名, 2.入力担当者氏名, 3.入力担当者電話番号, 4.入力担当者Eメールアドレス, 5.契約者氏名(契約委任先があった場合), 6.役員氏名, 7.役員生年月日, 8.役員住所, 9.事業者口座情報(個人口座を指定していた場合), 10.事業を営む個人の氏名, 11.事業を営む個人の生年月日, 12.事業を営む個人の自宅住所, 13.事業を営む個人の自宅電話番号, 14.事業を営む個人の自宅FAX番号, 15.事業を営む個人のEメールアドレス, 16.事業を営む個人の口座情報
記録範囲	本市入札参加資格有資格者、本市入札参加資格審査申請者
記録情報の収集方法	・横浜市入札参加資格登録申請時に、本人又は代行者がインターネットから直接入力することにより収集。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係（所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村 俊規 様横浜市長 山中 竹春
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	0273	職員情報データベース	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う名称の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	行政機関等の名称	市長（デジタル統括本部住民情報基盤課）	市長（総務局住民情報基盤課）
	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）デジタル統括本部住民情報基盤課 （所在地）中区本町6丁目50番地の10	（名称）総務局住民情報基盤課 （所在地）横浜市戸塚区
5 報告担当課・連絡先	045-827-2941		
6 備考			

(A4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0273

個人情報ファイルの名称	職員情報データベース
行政機関等の名称	市長（総務局住民情報基盤課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局住民情報基盤課
個人情報ファイルの利用目的	情報共有基盤システムと連携する業務システムに対して、シングルサインオンの機能を提供するため。
記録項目	1.職員番号, 2.氏名, 3.生年月日, 4.所属, 5.職名, 6.職位, 7.職種, 8.採用日, 9.退職日
記録範囲	本市職員、委託業者
記録情報の収集方法	人事給与システムからの提供 利用者から利用者情報を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係 （所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）総務局住民情報基盤課 （所在地）横浜市戸塚区
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村 俊規 様横浜市長 山中 竹春
(総務局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称			
	0274	顔認証システムにかかる利用者情報			
2 変更年月日	令和8年4月1日				
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う名称変更のため				
4 変更の内容	変更項目	変更項目	変更項目		
	行政機関等の名称	市長（デジタル統括本部住民情報基盤課）	市長（総務局住民情報基盤課）		
	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	デジタル統括本部住民情報基盤課	総務局住民情報基盤課		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	デジタル統括本部住民情報基盤課 横浜市中区本町6丁目50番地の10	（名称）総務局住民情報基盤課 （所在地）横浜市戸塚区		
5 報告担当課・連絡先	045-827-2941				
6 備考					

(A4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0274

個人情報ファイルの名称	顔認証システムにかかる利用者情報
行政機関等の名称	市長（総務局住民情報基盤課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局住民情報基盤課
個人情報ファイルの利用目的	顔認証システムを利用する利用者情報及び認証状況を管理するため。
記録項目	1.利用者ID, 2.利用者名, 3.顔画像
記録範囲	本市職員、委託業者
記録情報の収集方法	顔認証システム利用者から利用者情報を収集 人事給与システムから職員情報を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係 （所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎 3 階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局住民情報基盤課 （所在地）横浜市戸塚区
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	-

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村 俊規 様横浜市長
（総務局個人情報保護管理者）

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	0313	オンライン申請管理システムファイル	
2 変更年月日	令和8年4月1日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う名称の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	行政機関等の名称 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長（デジタル統括本部住民情報基盤課） デジタル統括本部住民情報基盤課	市長（総務局住民情報基盤課） 総務局住民情報基盤課
5 報告担当課・連絡先	045-827-2941		
6 備考			

(A4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号 : 0313

個人情報ファイルの名称	オンライン申請管理システムファイル
行政機関等の名称	市長（総務局住民情報基盤課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局住民情報基盤課
個人情報ファイルの利用目的	マイナポータルびったりサービスから提供された申請データ内のシリアル番号を、住基個人コードに変換する。
記録項目	1.シリアル番号, 2.住基個人コード
記録範囲	マイナンバーカードを交付され利用者証明用電子証明書の発行を受けた市民
記録情報の収集方法	住基システムから、記録項目を取得する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	各事務を所管する部署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係 （所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	－
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

横浜市個人情報保護審議会
 会長 中 村 俊 規 様

横浜市長
 （医療局個人情報保護管理者）

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称			
	144	環境衛生管理業務システム（理容所、美容所）			
2 変更年月日	令和8年 5月 28日				
3 変更の趣旨・理由	記録項目の修正のため				
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後		
	記録項目	氏名、住所、健康状態、資格	氏名、住所、電話番号、職業・職歴、健康状態、資格情報		
5 報告担当課・連絡先	医療局生活衛生課（671-2456）				
6 備考					

（A 4）

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0144

個人情報ファイルの名称	環境衛生管理業務システム（理容所、美容所）
行政機関等の名称	市長（医療局生活衛生課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	医療局生活衛生課及び各福祉保健センター生活衛生課
個人情報ファイルの利用目的	理容師法及び美容師法に基づく開設届出書等の受理、構造設備の検査確認、台帳作成及び立入検査による監視指導を行う。
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.資格情報, 5.職業・職歴, 6.健康状態
記録範囲	届出者（個人）、従業員
記録情報の収集方法	理容師法及び美容師法等に基づく届出書等の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	税務署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係 （所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）医療局生活衛生課 （所在地）中区本町6-50-10
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

第8号様式（第5条第5号）

下河管第 216号
令和8年 5月14日

横浜市個人情報保護審議会
会長 様

横浜市長
(下水道河川局個人情報保護管理者)

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	0310 0311	雨水調整池台帳管理システム 河川・水路一般占用システム	
2 変更年月日	令和 7 年 4 月 1 日		
3 変更の趣旨・理由	機構改革に伴う課名の変更のため		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	行政機関等の名称	市長（下水道河川局河川管理課）	市長（下水道河川局河川流域管理課）
	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道河川局河川管理課	下水道河川局河川流域管理課
	行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	下水道河川局河川管理課（横浜市中区本町6丁目50番地の10）	下水道河川局河川流域管理課（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
5 報告担当課・連絡先	河川流域管理課 671-2855		
6 備考			

(A4)

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号 : 0310

個人情報ファイルの名称	雨水調整池台帳管理システム
行政機関等の名称	市長（下水道河川局河川流域管理課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道河川局河川流域管理課
個人情報ファイルの利用目的	雨水調整池等の諸情報を登録し、管理者の検索や、河川別・利用形態別の集計等の事務処理を行う。
記録項目	1.氏名, 2.住所, 3.電話番号, 4.管理番号, 5.池名, 6.開発者, 7.設置場所, 8.水系, 9.河川, 10.台帳番号, 11.開発面積, 12.集水面積, 13.池面積, 14.水深, 15.滞水量, 16.放流量, 17.利ノイズ径, 18.協議年月日, 19.完成年月日, 20.協定年月日, 21.用途地域, 22.法令根拠, 23.施設区分, 24.開発事業受付番号, 25.状況
記録範囲	雨水調整池等の所有者、管理者
記録情報の収集方法	条例その他の法令等に基づく届出書等の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係（所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	所有者の1～3の記録項目の内容については、変更の都度、設置時に締結した協定の規定に基づき訂正が届出される。
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	下水道河川局河川流域管理課 横浜市中区本町6丁目50番地の10
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

横浜市 個人情報ファイル簿

管理番号：0311

個人情報ファイルの名称	河川・水路一般占用システム
行政機関等の名称	市長（下水道河川局河川流域管理課）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道河川局河川流域管理課、各区土木事務所
個人情報ファイルの利用目的	河川・一般下水道の占用申請に対して許可を行う
記録項目	1.占有者氏名, 2.占有者住所, 3.占有者電話番号, 4.送付先氏名, 5.送付先住所, 6.送付先電話番号, 7.河川種別, 8.申請受理日, 9.占用許可日, 10.占用目的, 11.占用場所, 12.河川名称, 13.占用面積, 14.工期, 15.更新周期, 16.許可条件, 17.減免理由, 18.占用物件情報, 19.納入通知金額
記録範囲	占用申請者
記録情報の収集方法	河川法第24条及び第26条に基づく申請書 横浜下水道条例第24条及び第37条に基づく申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係（所在地）【市民情報センター】中区本町6-50-10市庁舎3階【区政推進課広報相談係】各区役所所在地
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	下水道河川局河川流域管理課 横浜市中区本町6丁目50番地の10
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	－

横浜市個人情報保護審議会
会長 様

公立大学法人横浜市立大学

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第 21 条第 3 項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称	
	3782	医学情報センター時間外特別利用のための利用者登録	
2 変更年月日	令和 8 年 5 月 8 日		
3 変更の趣旨・理由	福浦キャンパス在籍の理学部学生を対象に追加するための措置		
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後
	対象者の範囲	医学部・附属病院・市民総合医療センター教職員、医学研究科生、医学部生のうち時間外特別利用希望者	医学部・附属病院・市民総合医療センター教職員、医学研究科生、福浦キャンパスに所属する学部生のうち時間外特別利用希望者
5 報告担当課・連絡先	研究推進部学術情報課医学情報担当 045-787-2076		
6 備考			

(A 4)

横浜市個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	指静脈認証システム		
2 届出担当課等の名称	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課医学情報担当		
3 事務所管課等の名称	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課医学情報担当		
4 個人情報ファイルの利用目的	時間外特別利用者の入口扉解錠		
5 記録項目	1 職員・学籍番号	2 指静脈情報	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25
6 記録範囲	医学部・附属病院・市民総合医療センター教職員、医学研究科生、 福浦キャンパスに所属学部生のうち時間外特別利用希望者		
7 記録情報の収集方法	医学情報センターカウンターで本人来館の上、登録機で指静脈情報を登録		
8 要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無		
9 記録情報の経常的提供先	なし		
10 開示請求等を受け受理する組織の名称及び所在地	市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係		
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等			
12 個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル （マニュアル処理ファイル（紙ファイル）の有無 ☐ 有 ☒ 無） ☐ マニュアル処理ファイル（紙ファイル）のみ		
13 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当		
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—	
	所在地	—	
15 行政機関等匿名加工情報の概要			
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称		
	所在地		
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
18 備考			

(A 4)

横浜市個人情報保護審議会
会長 中村 俊規 様公立大学法人横浜市立大学

個人情報ファイル簿変更報告書

次のとおり、個人情報の保護に関する法律施行令第21条第3項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載すべき事項を変更しますので、横浜市個人情報の保護に関する条例第5条第1項第5号の規定により報告いたします。

1 変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称	登録番号	ファイル簿の名称			
	10	図書館システム 業務・OPAC データベース 利用者管理データ			
2 変更年月日	令和8年 4月 1日				
3 変更の趣旨・理由	・図書館システムには指静脈認証データを記録していないため、記録項目のうち「医学情報センターにおける時間外特別利用者の指静脈認証データ」の削除 ・項目の誤記修正				
4 変更の内容	変更項目	変更前	変更後		
	記録項目	医学情報センターにおける時間外特別利用者の指静脈認証データ 学業・学歴	削除 学生・職員所属		
5 報告担当課・連絡先	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課 045-787-2076				
6 備考					

横浜市個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	図書館システム 業務・OPACデータベース 利用者管理データ				
2 届出担当課等の名称	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課				
3 事務所管課等の名称	公立大学法人横浜市立大学 研究推進部学術情報課				
4 個人情報ファイルの利用目的	図書館の利用者情報を電算（図書館システム）登録し、資料貸出及び利用等に関する管理業務を行う				
5 記録項目	1 学籍・職員番号 6 学生・職員所属 11 16 21	2 氏名 7 12 17 22	3 住所 8 13 18 23	4 電話番号 9 14 19 24	5 メールアドレス 10 15 20 25
6 記録範囲	図書館の利用者（教職員、学生・院生、卒業生、学外者（満18歳以上））				
7 記録情報の収集方法	本人記入の申請書等の提出、または大学入学時の申請情報から収集				
8 要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無				
9 記録情報の経常的提供先	無				
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民局市民情報課（市民情報センター）又は各区役所区政推進課広報相談係				
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無				
12 個人情報ファイルの種別	☒ 電算処理ファイル （マニュアル処理ファイル（紙ファイル）の有無 ☐ 有 ☐ 無） ☐ マニュアル処理ファイル（紙ファイル）のみ				
13 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当				
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称				
	所在地				
15 行政機関等匿名加工情報の概要					
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称				
	所在地				
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間					
18 備考					

(A4)

そ の 他

1 事務処理ミス

※黄色の網掛け:PPC報告(12件)

※「個人情報の漏えい」欄には、実際に閲覧されたなどの漏えい人数だけでなく、漏えいしたおそれがある人数も含みます。
 ※「日付」は、当課において当該事務処理ミス等の報告を受けた日付です。

(1)書類等の誤送付・誤送信

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課	ページ
1	4月3日	産業廃棄物処理業の許可申請に係る照会への回答書類の誤送付	1名分	鶴見区 戸籍課	
2	4月7日	契約締結登録者一覧の誤送付	2名分	西区 こども家庭支援課	
3	4月7日	特別徴収に係る給与所得者異動届出書の誤送付	1名分	消防局 緑消防署総務・予防課	
4	4月8日	名寄帳兼課税台帳の誤送付	1名分	磯子区 税務課	
5	4月9日	固定資産税・都市計画税納税通知書の誤送付	4名分	青葉区 税務課	
6	4月10日	固定資産税・都市計画税納税通知書の誤送付	1名分	保土ヶ谷区 税務課	
7	4月14日	ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付券の誤送付	1名分	南区 高齢・障害支援課	
8	4月14日	主治医意見書作成依頼書の誤送付	1名分	保土ヶ谷区 高齢・障害支援課	4
9	4月14日	Eメールの誤送信	15名分	こども青少年局 地域子育て支援課	
10	4月20日	現況対象者一覧等の誤送付	104名分	こども青少年局 保育・教育認定課	8
11	4月24日	Eメールの誤送信	1名分	磯子区 こども家庭支援課	
12	4月27日	Eメールの誤送信	7名分	こども青少年局 保育・教育運営課	

(2)書類等の誤交付

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課	ページ
13	4月7日	児童保健調査票の誤返却	4名分	教育委員会事務局 北部学校教育事務所(荏田小学校)	12
14	4月8日	戸籍全部事項証明書の誤交付	2名分	神奈川区 戸籍課	
15	4月13日	児童保健調査票の誤返却	3名分	教育委員会事務局 東部学校教育事務所(東台小学校)	16
16	4月13日	通知表の誤返却	1名分	教育委員会事務局 西部学校教育事務所(瀬谷小学校)	
17	4月13日	児童保健調査票の誤返却	1名分	教育委員会事務局 北部学校教育事務所(緑小学校)	
18	4月14日	住民票の写しの誤交付	1名分	保土ヶ谷区 戸籍課	
19	4月15日	緊急連絡カードの誤返却	4名分	教育委員会事務局 特別支援教育課(左近山特別支援学校)	20
20	4月15日	非常災害時引き渡しカードの誤返却	8名分	教育委員会事務局 特別支援教育課(北綱島特別支援学校)	
21	4月20日	生徒保健調査票の写しの誤返却	14名分	教育委員会事務局 西部学校教育事務所(希望が丘中学校)	24
22	4月21日	現況届に関するお知らせの誤交付	2名分	港南区 こども家庭支援課(港南台第二保育園)	
23	4月24日	介護保険料口座振替依頼書の誤交付	1名分	緑区 保険年金課	
24	4月30日	個別の教育支援計画の作成に係る書類の誤交付	1名分	教育委員会事務局 西部学校教育事務所(西谷中学校)	28

(3)書類等の紛失

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課	ページ
25	4月9日	児童生徒健康診断票等の紛失	10名分	教育委員会事務局 南部学校教育事務所(西金沢学園)	32
26	4月13日	園児引取人届出書の紛失	4名分	都筑区 こども家庭支援課(大熊保育園)	
27	4月13日	就学・教育相談報告書の紛失	2名分	教育委員会事務局 西部学校教育事務所(中沢小学校)	36
28	4月14日	生徒保健調査票の紛失	3名分	教育委員会事務局 南部学校教育事務所(汐見台中学校)	40
29	4月15日	開示請求書の紛失	1名分	市民局 市民情報課	
30	4月21日	児童保健調査票の紛失	4名分	教育委員会事務局 東部学校教育事務所(神橋小学校)	44
31	4月21日	児童保健調査票の紛失	3名分	教育委員会事務局 北部学校教育事務所(師岡小学校)	48
32	4月21日	個別の指導計画の紛失	1名分	教育委員会事務局 北部学校教育事務所(美しが丘東小学校、美しが丘中学校)	

(4)処理の誤り

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
33	4月1日	公有財産貸付料の誤徴収	なし	都市整備局	新横浜都心等事業推進課	
34	4月3日	マイナンバーカード再交付手続に係る処理誤り	1名分	鶴見区	戸籍課	
35	4月6日	就学援助費の支給誤り	なし	教育委員会事務局	学校支援・地域連携課(荏田東第一小学校)	
36	4月8日	保育所等の利用調整に係る処理誤り	なし	港南区	こども家庭支援課	

(5)処理の遅延

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
37	4月14日	特定医療費助成制度の申請に係る処理遅延	なし	旭区	高齢・障害支援課	
38	4月17日	水道料金等の減免に係る処理遅延	なし	保土ヶ谷区	こども家庭支援課	
39	4月23日	特別乗車券の申請に係る処理誤り	なし	こども青少年局	こども家庭課	

(6)指定管理者、委託先等での事務処理ミス

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
40	4月7日	南希望が丘地域ケアプラザにおけるFAXの誤送信	4名分	旭区	福祉保健課 指定管理者:(福)誠幸会	
41	4月8日	笠間地域ケアプラザにおけるFAXの誤送信	1名分	栄区	福祉保健課 指定管理者:(福)同慶会	
42	4月10日	二ツ橋第二地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤交付	3名分	瀬谷区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市社会福祉協議会	
43	4月15日	今宿地域ケアプラザにおけるデイサービス利用料請求書等の誤交付	1名分	旭区	福祉保健課 指定管理者:(福)漆原清和会	
44	4月15日	男女共同参画センターにおけるEメールの誤送信	なし	市民局	国際平和・ダイバーシティ推進課 指定管理者:(公財)横浜市男女共同参画推進協会	
45	4月15日	水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書等の一時所在不明	1名分	水道局	青葉水道事務所(委託)	
46	4月22日	新子安地域ケアプラザにおける利用団体登録申込書の紛失	3名分	神奈川区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市福祉サービス協会	
47	4月22日	Eメールの誤送信	2名分	みどり環境局	戦略企画課(委託)	
48	4月23日	水道・下水道使用水量等のお知らせの誤送付	1名分	水道局	戸塚水道事務所(委託)	
49	4月27日	水道・下水道使用水量等のお知らせの誤投函	1名分	水道局	戸塚水道事務所(委託)	
50	4月28日	豊田地域ケアプラザにおける薬袋等の誤返却	2名分	栄区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市社会福祉協議会	
51	4月30日	岩崎地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤交付	1名分	保土ヶ谷区	福祉保健課 指定管理者:(福)なでしこ会	

2 事件・事故等

No.	日付	概要	被害	所管課	ページ
1	4月16日	富岡東五丁目特別緑地保全地区樹木伐採作業における倒木によるフェンスの損傷	倒木によりフェンスが損傷、怪我人なし	みどり環境局 公園緑地事業課(委託)	
2	4月20日	大曽根台特別緑地保全地区における倒木によるフェンスの損傷	倒木によりフェンスが損傷、怪我人なし	みどり環境局 北部公園緑地事務所	
3	4月24日	浦舟地域ケアプラザにおける利用者の負傷	利用者1名がトイレで転倒し、負傷	南区 福祉保健課 指定管理者:(福)横浜市福祉サービス協会	
4	4月27日	下水道再整備工事における立水栓等の損傷	近隣住宅の立水栓及び階段にコンクリート殻が接触し損傷、怪我人なし	神奈川区 神奈川土木事務所(委託)	

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月23日
受付番号	002308332848

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月23日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月17日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	カワタ オガワ													
	川田、小川													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月9日

発覚日：令和8年4月13日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

介護保険認定申請に際し、主治医意見書作成依頼書をBクリニックに送付するところCクリニックに誤送付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月8日 (水) A病院から、担当医師が退職していたため、申請者のかかりつけ医であるBクリニックの紹介を受けた。その際、担当職員が似た名称のCクリニックであると誤認した。

令和8年4月9日 (木) 申請者の担当ケアマネジャーと調整し、Bクリニックに主治医意見書作成依頼書を送付することとしたが、Cクリニックに送付した。

令和8年4月13日 (月) 16:00 Cクリニックから、患者登録がないとの連絡があった。

令和8年4月13日 (月) 16:30 担当ケアマネジャーに連絡を取り、Bクリニックが正しいことを確認し、誤送付が判明した。

令和8年4月13日 (月) 16:40 申請者に電話で謝罪し、Bクリニックへの依頼及び誤送付文書の回収を速やかに行う旨の了承を受けた。

令和8年4月14日 (火) 10:15 改めてBクリニックへ主治医意見書作成依頼書を送付した。また、Cクリニックに伺い、謝罪するとともに誤送付文書を回収した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (被保険者番号、介護認定申請日、病院等を受診した事実)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☒ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

介護保険認定申請に際し、主治医意見書作成依頼先の変更を電話で受けたところ、変更先の医療機関を確実に特定することを怠った。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

Cクリニックに伺い、直接誤送付文書を回収した。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

令和 8 年 4 月 13 日 (月) 16 : 40 申請者に電話で謝罪した。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日 】
☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年5月15日 】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法 : ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

介護保険認定申請にかかる主治医意見書作成依頼書の誤送付
(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

電話にて主治医意見書作成依頼先の変更を受ける際、医療機関の「①正式名称、②所在地 (最低でも町名を聞き取る)、③電話番号」のうち、先方が分かる範囲で確実に聴取する。
また、介護保険システム2のメモ欄に、依頼先変更の経過と合わせて、医療機関を特定した情報 (①、②、③) も入力する。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月30日
受付番号	957496376540

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月30日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月20日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	タカハシ コウワ													
	高畑、小川													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月17日

発覚日：令和8年4月17日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☐ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☒ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)
☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)
☒ 無

事実経過：

概要：

A認定こども園 (以下「A園」という。) にB認定こども園 (以下「B園」という。) 宛ての書類 (2026年度現況届に関するお知らせ、現況対象者一覧) を混入させてしまい誤送付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月16日 (木) 本市執務室で局職員が発送物の梱包・封緘作業を行った。この作業の過程で混入した。

令和8年4月17日 (金) 8:00 当日午後配送予定で、配送業者が集荷した。

令和8年4月17日 (金) 15:20 A園より所在区の区役所に、B園宛ての書類が混入していると通報があった。

令和8年4月17日 (金) 15:30 A園からの通報を受けた区役所は、局へ連絡をした。局は連絡を受け、本市執務室の封緘済みの発送物に同様の混入が無いことを確認した。

令和8年4月17日 (金) 15:50 局職員がA園から状況を聞き取り、園長に電話で謝罪した。

令和8年4月17日 (金) 16:00 区役所職員がA園に向かい、書類を回収した。

令和8年4月17日 (金) 16:10 局職員がB園理事長に電話で状況を報告して謝罪した。A園から書類を回収後すぐに届けに行く旨伝えた。

令和8年4月17日 (金) 17:30 局職員がB園理事長に書類を届けて謝罪した。

令和8年4月21日 (火) 14:50 B園を通じて、対象者に対し、本市が作成したお詫び文を発出した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (園名、認定区分、認定証番号、認定有効期間)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
(104) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☒ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

梱包時のダブルチェックが不十分だった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

誤送付した書類を回収したため。また、誤送付した書類を確認したのはA園の職員2名のみであり、かつ、園名以外は確認していないとの報告を受けているため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

令和8年4月21日 (火) 14 : 50 B園を通じて、対象者に対し、本市が作成したお詫び文を発出した。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日 】
☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年5月15日 】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☐ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

現況確認に関するお知らせ及び現況対象者一覧の園への誤配送
(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

ダブルチェック後は、梱包用のバッグに貼付した園名ラベルに確認済みの表示を行うことにより、ダブルチェック未実施の園を判別可能とし、ダブルチェック漏れの防止を図ることとした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

業務フローの見直し (次年度同様事務を行う令和9年4月まで)

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月20日
受付番号	063716645175

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月20日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月7日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カタムラミ 川田、村上 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和7年3月25日

発覚日：令和8年4月3日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

児童保健調査票の誤返却

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年3月25日

児童一人一人に保健調査票の入った封筒を配付した際、児童Aのものを誤って児童Bに配付した。

令和8年4月3日

(9:00頃) B保護者が誤配付に気付き学校へ連絡。

(10:00頃) 学校がB宅へ家庭訪問し、Aの保健調査票を回収

(13:15頃) 学校がA宅へ家庭訪問し、謝罪するとともに保健調査票を手交

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

児童保健調査票の誤返却（予定）

（８）再発防止のための措置

実施済の措置：

以下のルールについて全ての教職員と確認をした。

- ・ 配付書類については、学年主任、担任及び学年職員において、複数の職員が一枚ずつめくって内容を確認するなど、必ず複数人によるダブルチェックを実施する。
- ・ 配付時には児童本人に自分の書類であることを確認させる声かけを徹底する。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

個人情報の適切な取扱いに関する職員の意識向上を図るため、個人情報保護に関する研修を実施する（7月実施予定）。

（９）その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年5月11日
受付番号	657032508865

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年5月11日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月14日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) タカタ タタ 高畑、太田 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月9日

発覚日：令和8年4月10日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

児童保健調査票の誤返却

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月9日：担任教諭が児童Aの保健調査票を誤って児童Bに返却した。

令和8年4月10日：児童Bが担任教諭に児童Aの保健調査票を返却し誤返却が発覚した。

同日：児童B保護者から、経緯と再発防止策について問い合わせの連絡があった。

令和8年4月20日：事案について全職員で共有し、ダブルチェックの徹底を再度指示した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (保護者氏名、保護者連絡先、児童の既往症・予防接種歴・アレルギーの有無・結核の有無・児童の健康状態)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(3) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細：

返却用封筒に児童保健調査票を封入する際に、児童Aの児童保健調査票を誤って児童Bの封筒に入れてしまったが、ダブルチェックを行っておらず気づけなかったため。
 また、封入作業の際、児童Bについては再提出の必要が無くなったため返却用封筒を除外すべきであったが、そのままにしまい、取り違えて封入してしまったため、誤返却が生じたと考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

発生翌日に児童Bから回収済みであるため、被害は発生していない。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

4月10日、学校管理職と担任による謝罪を行った。児童Aの保護者からは訪問による対応は不要との意向が示されたため、電話にて経緯の説明と謝罪を行った。児童Bの保護者に対しては、当日学校に迎えに来校された際、対面にて経緯の説明と謝罪を行った。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】

☒ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

児童保健調査票の誤返却（予定）

（８）再発防止のための措置

実施済の措置：

書類の封入の際には、封筒の宛名と封入書類の内容について、担当者による確認に加え、別の職員による確認（ダブルチェック）を行うこととした。また、不要となった封筒や書類は速やかに回収・保管する手順を徹底することとした。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

（９）その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月23日
受付番号	468932226463

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月23日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月16日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ												
	横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) タカハタ カヅヲ												
	高畑、小川												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp										電話 0456713883		

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月8日

発覚日：令和8年4月9日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

障害等の情報を含む緊急連絡カードの誤返却

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月8日 新年度になったため、児童Aの緊急連絡カードを返却しようとしたところ、誤って児童Bの連絡ケースへ入れてしまった。児童Bの担任教諭は、児童帰宅前の荷物確認でダブルチェックをしなかったため、誤返却に気づかなかった。

令和8年4月9日 9:00 児童Bの保護者より、児童Aの緊急連絡カードが入っていたと報告があり、誤返却が発覚した (同時に回収)。

9:35 校長より児童Aの保護者へ架電し、謝罪した。

11:20 児童Aに緊急連絡カードを返却した。また、児童Bを迎えに来た保護者へ担任教諭より直接謝罪した。

令和8年4月10日 保護者懇談会に来ていた児童Aの保護者へ改めて謝罪した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☒ 予定なし

(詳細：)

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体： ☒ 紙	☐ 電子媒体	☐ その他 ()
種類： ☒ 国民等	☐ 職員	☐ その他 ()
項目： ☒ 氏名	☒ 生年月日	☒ 性別
☒ 住所	☒ 電話番号	☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報		☐ パスワード
☒ その他 (血液型、平熱、診断名・障害名、医療的ケアの内容、アレルギー、緊急時の受診先、食事服薬等の指示)		

- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(4)人 うちクレジットカード情報含む(0)人

- (4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体： ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
 原因： ☐ 不正アクセス
 (攻撃箇所： ())
 (攻撃手法： ())
☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

帰りの会（児童帰宅前）において、個人情報を含む児童の荷物を確認するダブルチェック体制を取っていたが、本件では荷物に個人情報が含まれていることの共有が漏れていたため、当該ダブルチェックが実施されなかった。

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

誤返却した緊急連絡カードを回収したため

- (6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中） ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

令和8年4月9日及び10日 本人の保護者に謝罪した。

- (7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表： ☐ 実施済【公表日： 年 月 日】
 ☒ 実施予定【公表予定日： 令和8年5月15日】
 ☐ 検討中
 ☐ 予定なし

公表の方法： ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
 ☒ 報道機関等への資料配布
 ☐ その他（

公表文：

緊急連絡カードの誤返却

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

4月10日(金)の朝の職員会議で副校長より全教職員に下記の内容を指導した。

- ・ 本案件を周知
- ・ 教員が見童生徒のレターケースに配付物を入れる際は、氏名の確認を徹底すること
- ・ 帰りの会で荷物の確認を行う際に、個人名を確認し誤配付がないかをダブルチェックすること
- ・ 配付物や個人物品の持ち帰り時の確認を徹底すること

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

緊急連絡カードの返却方法について見直しを検討

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年5月11日
受付番号	620054759060

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年5月11日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月17日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシキョウイクインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ オタ												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) 川田、太田 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月9日

発覚日：令和8年4月14日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

保健調査票の写しの誤交付

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月9日：担任が生徒を一人ずつ教卓前に呼び、保健調査票、歯科保健調査票、状況連絡カード及び生徒引き渡しカードの計4点を封筒に入れさせた。

令和8年4月14日：生徒Aから、封筒内に他の生徒4名分の保健調査票の写しが混入していたとの申出があり、誤交付が発覚した。

同日：学年主任教諭が、生徒A保護者及び書類を誤交付された生徒4名の保護者へ連絡し、謝罪した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (生徒氏名、保護者氏名・連絡先、緊急連絡先氏名・連絡先、予防接種、結核、アレルギー、現在の健康状態、平常時の体温、家庭から学校に知らせたいこと)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 (14) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
 原因：☐ 不正アクセス
 (攻撃箇所： ())
 (攻撃手法： ())
☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

令和7年4月に、一部生徒の保健調査票の写しを作成したが、その廃棄を失念し、保管していた。
 4月9日の保健調査票等の交付時に、生徒に交付すべき書類の中に保健調査票の写しが混入していたことにより、生徒Aが自身の調査票を封入した際に混入してしまい、誤交付が生じたものと考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

4名分の保健調査票の写しは回収済みであるため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

4月14日、学年主任教諭から、生徒A保護者及び書類の誤交付をされた生徒の保護者4名へ謝罪の連絡を行った。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】
☒ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
 公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
☒ 報道機関等への資料配布
☐ その他 ()

公表文：

保健調査票の写しの誤交付 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

- 事案発覚後（4/14）、校長が各学年主任に対し、同様の事案の有無を確認した。
- 同日、校長が養護教諭に対して、保健調査票の写しが他に存在していないか確認した。
- 4/15の職員打合せにおいて、誤交付のあった学年の主任が事案を説明し、校長が保健調査票の写しを保管している教職員の有無を確認した。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

- 管理職、主幹教諭、養護教諭により、保健調査票の取扱いに関する校内ルールを9月までに明文化する。そのルールには配付・回収・保管・廃棄の具体的手順や教室内で扱う際の禁止事項（生徒関与、机上放置等）を必ず加える。
- 教職員の意識向上のため、明文化した校内ルール及び情報セキュリティ・個人情報保護に関する内容を踏まえた校内研修を9月までに管理職が実施する。
- 新任・異動者に対し、毎年4月に養護教諭が保健調査票の取扱いルールについて重点説明をする。
- 毎年4月に、各学年主任が学年所属職員へ保健調査票の取扱い手順を説明し、運用の形骸化を防ぐ。
- 個人情報関係のヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、当日中に管理職に報告し、翌日以降の職員打合せで共有するとともに、校内ルールの継続的な改善をはかる。

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月20日
受付番号	661930045432

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月20日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月13日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ カワ 川田、小川												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カッタ カワ 川田、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和7年2月11日~令和8年4月6日

発覚日：令和8年4月6日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)
 ☐ 第2号(財産的被害)
 ☐ 第3号(不正の目的)
 ☐ 第4号(百人超)
 ☐ 第5号(条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

小学校児童の就学・教育相談報告書(以下「報告書」という。)の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和7年2月11日 教育委員会事務局より小学校が報告書を受領した。
令和8年4月6日 当該児童の転校先の学校に報告書を送付しようとしたところ、保管場所になかった。
令和8年4月9日 全職員で校内の搜索をしたが、見つからなかった。
令和8年4月15日 校長室において当該児童の母親に対し謝罪し、紛失の経緯及び今後の対応について説明した。
。質問等はなく、謝罪を受け入れていただいた。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
☐ 検討中
☒ 予定なし
(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目(該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (障害名、関係医療機関名、服薬、手帳の有無、ふさわしい学びの場、発達検査の結果、指導上の配慮点、保護者の意向)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 (2) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
 原因：☐ 不正アクセス
 (攻撃箇所： ())
 (攻撃手法： ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

・ 報告書は個人ごとのファイルに綴ることとしていたが、当該ファイルを作成するまでの間の保管方法が定められていなかった。
 ・ 個人情報を取り扱う際の明確な手順が文書化されておらず、教職員間で口頭による引継ぎが行われていた。これらのことから、報告書を適切な場所に保管できない状況が生じ、結果として紛失につながった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

報告書は職員室及び校長室でのみ取り扱っており、校外に持ち出された可能性は極めて低く、誤廃棄してしまった可能性が高いと思われるため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

4月15日(水)15時10分より校長室において当該児童の母親に対し謝罪し、紛失の経緯及び今後の対応について説明した。質問等はなく、謝罪を受け入れていただいた。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】
☒ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

就学・教育相談報告書の紛失

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

- ・ 報告書専用の管理ファイルを作成し、受領次第、管理職が速やかに保管する運用とした。
- ・ 個人情報受付簿を新設し、受領日、書類内容、受領者及び保管場所を記録することとした。
- ・ 校長室内の保管棚の管理を厳格化し、管理職の許可を得た上で校長室内でのみ閲覧可能とした。
- ・ 個人情報を含む可能性のある書類については、廃棄の可否を事前に確認した上で廃棄する運用を徹底することとした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期 :

- ・ 個人情報の適切な取扱いについて理解を深めるため、校内研修を実施する (5 月中に実施予定)

(9) その他参考となる事項 :

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月16日
受付番号	705002580886

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月16日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月10日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ												
	横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カワタ ムサミ												
	川田、村上												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和4年11月1日~令和8年4月6日

発覚日：令和8年4月6日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

児童生徒健康診断票等の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和4年11月頃

前籍校から郵送で到達した転入児童の書類について、受領処理後に担任へ引き渡されたが、担任は所定の場所に保管していなかった。

令和8年4月6日

- ・ 後期課程に進級したことに伴い、指導要録等の書類の整理を行っていたところ、当該書類が無いことが判明。
- ・ 令和4年に書類の受領を記録した職員を中心に書類の検索を行う。
- ・ 前籍校に書類の保管状況について照会を行う。

令和8年4月7日

前籍校から該当書類は保存されていない旨の連絡がある。

令和8年4月8日

全教職員により、書庫及び各学年で使用している棚等の書類保管場所を搜索したが発見には至らず。

令和 8 年 4 月 13 日

保護者へ連絡し、謝罪のうえ事情を説明。

外部機関による調査の実施状況（規則第 4 3 条第 3 号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

（詳細： ）

（ 2 ） 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する ☐ に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ ）

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他（ ）

項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別

☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☒ その他（身長、体重、視力、結核の所見、尿蛋白の所見、肥満度、かかりつけ医の情報、前籍校名・学年・組・番号等）

（ 3 ） 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

（約 5 ）人 うちクレジットカード情報含む（約 0 ）人

（ 4 ） 発生原因（該当する ☐ に印を付けること。）

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

（攻撃箇所：（ ））

（攻撃手法：（ ））

☐ 誤交付 ☐ 誤送付（メール含む。）

☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他（ ）

詳細：

当該書類を適切な保管場所で管理せず、机上又は机内に保管していたため、他の書類と混在し、誤廃棄に至ったものと考えられる。

（ 5 ） 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する ☐ に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

当該書類は職員室内で管理されており、担任教員の退職時に不要書類をシュレッダー処理した際、誤って廃棄された可能性が高いと考えられるため。

（ 6 ） 本人への対応の実施状況（該当する ☐ に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中） ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

4 月 13 日に保護者へ電話連絡をして事情を説明し謝罪し、理解を得られた。

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表：□ 実施済【公表日：年 月 日】

□ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載 □ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布

□ その他 ()

公表文：

児童保健調査票等の紛失 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

・ 転入時に受領した書類について、受領後の手順 (受領記録簿の作成、複数人による内容確認、保管場所の明確化等) を整理し、マニュアルを作成した。
・ 年度途中の転入児童に係る書類や健康に関する書類について、学校の長期休業中に複数人で所在等を確認する体制を整備した。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月20日
受付番号	661930045432

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月20日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月13日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カッタ カワ 川田、小川												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カッタ カワ 川田、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する ☐ に印を付けること。)

発生日：令和7年2月11日～令和8年4月6日

発覚日：令和8年4月6日

発生事案： ☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者： ☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
☐ 取引先以外の外部指摘（例：国民等からの指摘）
☐ カード会社/決済代行会社
☐ その他（

規則第43条各号該当性: ☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

☐ 有 (名称 : _____)
(住所 : _____)
(電話 : _____)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

☐ 有 (名称 : _____)
(住所 : _____)
(電話 : _____)

☒ 無

事實經過：

概要：

小学校児童の就学・教育相談報告書（以下「報告書」という。）の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

令和7年2月11日 教育委員会事務局より小学校が報告書を受領した。

令和8年4月6日 当該児童の転校先の学校に報告書を送付しようとしたところ、保管場所になかった。

令和8年4月9日全職員で校内の搜索をしたが、見つからなかった。

令和8年4月15日 校長室において当該児童の母親に対し謝罪し、紛失の経緯及び今後の対応について説明した。質問等はなく、謝罪を受け入れていただいた。

外部機関による調査の実施状況（規則第43条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

☐ 検討中☒ 予定なし

(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (障害名、関係医療機関名、服薬、手帳の有無、ふさわしい学びの場、発達検査の結果、指導上の配慮点、保護者の意向)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 (2) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
 原因：☐ 不正アクセス
 (攻撃箇所： ())
 (攻撃手法： ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

・ 報告書は個人ごとのファイルに綴ることとしていたが、当該ファイルを作成するまでの間の保管方法が定められていなかった。
 ・ 個人情報を取り扱う際の明確な手順が文書化されておらず、教職員間で口頭による引継ぎが行われていた。これらのことから、報告書を適切な場所に保管できない状況が生じ、結果として紛失につながった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

報告書は職員室及び校長室でのみ取り扱っており、校外に持ち出された可能性は極めて低く、誤廃棄してしまった可能性が高いと思われるため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

4月15日(水)15時10分より校長室において当該児童の母親に対し謝罪し、紛失の経緯及び今後の対応について説明した。質問等はなく、謝罪を受け入れていただいた。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】
☒ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

就学・教育相談報告書の紛失

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

- ・ 報告書専用の管理ファイルを作成し、受領次第、管理職が速やかに保管する運用とした。
- ・ 個人情報受付簿を新設し、受領日、書類内容、受領者及び保管場所を記録することとした。
- ・ 校長室内の保管棚の管理を厳格化し、管理職の許可を得た上で校長室内でのみ閲覧可能とした。
- ・ 個人情報を含む可能性のある書類については、廃棄の可否を事前に確認した上で廃棄する運用を徹底することとした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期 :

- ・ 個人情報の適切な取扱いについて理解を深めるため、校内研修を実施する (5 月中に実施予定)

(9) その他参考となる事項 :

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年4月24日
受付番号	730780316902

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月24日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月14日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) タカハシ ムサシ 高畑、村上 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和7年4月1日~令和8年4月8日

発覚日：令和8年4月8日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

生徒保険調査票の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和7年4月

保護者から提出された保健調査票を担任が回収し、ファイルに綴って養護教諭に渡した (エビデンスはないが、全員分が揃っているとの認識のもと提出)。

令和7年4月11日

養護教諭が保健調査票の提出を確認したが、当該生徒の分の有無は確認せず。

令和8年4月8日

・ (10時) 新年度になり、保護者に追記を依頼しようとしたところ、当該生徒1名分が存在しないことに気が付いた。

・ (19時) 担任から当該保護者に電話をし、状況を説明

令和8年4月9日

学年職員3名で保健室、担任机上、教室を探したが見つからなかった。

令和8年4月10日

学年職員全員で、保健調査票が保管されているファイルや関係書類を全て確認したが、見つからなかった。

令和8年4月13日

別の生徒への誤返却の可能性を考え、クラスの生徒に確認したが、該当はなかった。
担任から保護者に経緯を説明し、謝罪したところ、ご理解を得られた。

外部機関による調査の実施状況（規則第43条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

（詳細：）

（2）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する☐に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（）

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他（）

項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別

☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☒ その他（保護者緊急連絡先（両親）、病歴、予防接種歴、結核の有無、平時体温、アレルギーの有無、現在の健康状態）

（3）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

（3）人 うちクレジットカード情報含む（）人

（4）発生原因（該当する☐に印を付けること。）

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

（攻撃箇所：（））

（攻撃手法：（））

☐ 誤交付 ☐ 誤送付（メール含む。）

☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他（）

詳細：

・ 担任は、全員の保健調査票が揃っているものと認識していたが、確実な確認までは行っていなかったと思われる。

・ 養護教諭も、担任が全員分揃って提出したとの前提のもと、自らは件数を確認していなかった。

・ つまり、いずれの段階でも全員分の所在確認はできておらず、紛失を把握できる状況になかった。

（5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する☐に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

当該書類は、職員室や保健室等の学校内において紛失した可能性が高く、校外で紛失したことは考えられないため。

（6）本人への対応の実施状況（該当する☐に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中） ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

4月13日に保護者に謝罪して、理解を得られた。当該書類は改めて記載をお願いしている。

（7）公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：□ 実施済【公表日：年 月 日】

☑ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：☑ ホームページに掲載 □ 記者会見

☑ 報道機関等への資料配布

□ その他（ ）

公表文：

生徒保健調査票の紛失（予定）

（8）再発防止のための措置

実施済の措置：

・ 個人情報を取り扱う書類については、提出時、保管時及び返却時にチェック表を用いて件数及び書類の有無を確認する取扱いとした。
・ 生徒保健調査票を含む個人情報の取扱いについて、一連の管理手順を定めた手順書を作成し、全教職員に共有した。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

（9）その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年5月8日
受付番号	424806318665

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年5月8日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月22日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ												
	横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ)												
	カタムラミ												
	川田、村上												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課										電話 0456713883		
	E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月7日~令和8年4月16日

発覚日：令和8年4月16日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☐ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

児童保健調査票 (以下「調査票」という。) の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月7日

(9時30分) 入学式の受付で担当教員が調査票を回収 (名簿を確認しながら回収)

(12時) 入学式終了後、担当教員から担任が調査票を預かり、職員室の机の引き出しに保管。名簿は、全ての提出者にチェックがついていたため廃棄。

令和8年4月16日

養護教諭からの要請により確認したところ、2名分の調査票が不足していた。

令和8年4月17日

校長が全職員に調査票の確認を指示するとともに、保護者に家庭にないか確認を依頼

令和8年4月20日

保護者から家庭にはなかった旨報告があった。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☐ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (既往症、予防接種履歴、結核の有無、アレルギーの有無、健康状態)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(6) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

本来、ファイリングの上、施錠可能な場所に保管すべきであったが、
机の引き出し内で保管してしまったため、他の書類と混在し、紛失に至ったものと考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

職員室等の学校内で紛失した可能性が高く、校外へ流出した可能性は低い。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

4月21日に学校管理職が両家庭を訪問し、本件について説明のうえ謝罪を行い、一定の理解を得ている。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日】
☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年5月15日】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

児童保健調査票の紛失 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

新入生の調査票については、回収後速やかに学年全員分をファイリングのうえ、一括して施錠可能な場所に保管することとした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年5月11日
受付番号	664680064600

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年5月11日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月21日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ												
	横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カタ タタ												
	川田、太田												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp										電話 0456713883		

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月9日~令和8年4月10日

発覚日：令和8年4月10日

発生事案： ☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
☒ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者： ☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
☐ 取引先以外の外部指摘（例：国民等からの指摘）
☐ カード会社/決済代行会社
☐ その他（

規則第43条各号該当性：☒ 第1号（要配慮個人情報）

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号（不正の目的）

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第 5 号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

☐ 有 (名称 : _____)
(住所 : _____)
(電話 : _____)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

☐ 有 (名称 : _____)
(住所 : _____)
(電話 : _____)

☒ 無

事實經過：

概要：

保健調査票の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

令和8年4月8日：児童Aが、個人情報用封筒に入れた保健調査票を提出した。

令和8年4月9日：保健調査票に記入漏れがあったため、担任が児童Aに返却しようとしたが、実際に返却されたかどうかは、担任・児童の認識に齟齬があり不明。

令和8年4月10日：担任が児童A保護者に確認したが、受け取っていないとの回答だったため、教室内を捜索したが発見できなかった。

令和8年4月13日：職員室、保健室、書庫及び教室内を搜索したが、発見できなかった。

外部機関による調査の実施状況（規則第43条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

☐ 検討中☐ 予定なし

(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (学年、組、出席番号、既往歴、予防接種歴、結核の有無、平常時の体温、アレルギーの有無、現在の健康状態、健康面での配慮、保護者の緊急連絡)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(3) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細：

児童に返却し再提出を求めた書類について、返却時の手渡し及び受領確認が徹底されておらず、取扱いがあいまいな状態であったため。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

教室又は職員室内で紛失した可能性が高く、校外へ流出した可能性は低い。ため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

4月13日に管理職、学年主任、担任が家庭訪問し、保護者に謝罪。改めて保健調査票を記入するよう依頼し、再度提出を受けた。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】

☒ 実施予定【公表予定日：令和8年5月15日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

保健調査票の紛失 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

校長から全職員に対し本件紛失事案の周知を行うとともに、児童に書類を返却する際の留意事項及び職員による書類の管理体制について再確認を行う研修を実施した。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

- ・ 児童に個人情報を含む書類を返却する際には、職員と児童双方で内容を確認する。
 - ・ 個人情報の重要性について児童に説明するとともに、児童に返却する書類と、児童が提出する書類が混在しないように、タイミングや場所を分けるなど教室内の環境を整備する。
- （今後、返却の際には随時実施）

(9) その他参考となる事項：

--

1 事務処理ミス

※黄色の網掛け:PPC報告(10件)

※「個人情報の漏えい」欄には、実際に閲覧されたなどの漏えい人数だけでなく、漏えいしたおそれがある人数も含みます。
 ※「日付」は、当課において当該事務処理ミス等の報告を受けた日付です。

(1)書類等の誤送付・誤送信

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
1	5月1日	認定変更申請書等の誤送付	3名分	戸塚区	こども家庭支援課	
2	5月7日	固定資産税・都市計画税納税証明書の誤送付	1名分	鶴見区	税務課	
3	5月8日	軽自動車税納税通知書の誤送付	6名分	保土ヶ谷区	税務課	
4	5月8日	軽自動車税減免決定通知書の誤送付	なし	保土ヶ谷区	税務課	
5	5月11日	固定資産税・都市計画税納税通知書の誤送付	15名分	港北区	税務課	
6	5月20日	Eメールの誤送信	2名分	鶴見区	総務課	
7	5月22日	調剤券の誤送付	1名分	健康福祉局	生活支援課	
8	5月26日	主治医意見書作成依頼書等の誤送付	2名分	港北区	高齢・障害支援課	
9	5月26日	訪問調査依頼書等の誤送付	4名分	港北区	高齢・障害支援課	54
10	5月27日	Eメールの誤送信	1名分	教育委員会事務局	教職員育成課	
11	5月29日	尿検査キットの誤送付	1名分	教育委員会事務局	北部学校教育事務所(黒須田小学校)	

(2)書類等の誤交付

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
12	5月15日	個別の指導計画の誤交付	2名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(六浦小学校)	58
13	5月19日	退院支援計画書の誤交付	1名分	医療局病院経営本部	脳卒中・神経脊椎センター	62
14	5月21日	後期高齢者医療特定疾病療養受療証の誤交付	1名分	港南区	保険年金課	
15	5月28日	受診勧奨通知書の誤交付	1名分	教育委員会事務局	西部学校教育事務所(仏向小学校)	66

(3)書類等の紛失

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
16	5月1日	預金口座振替依頼書の紛失	2名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(丸山台小学校)	
17	5月12日	民生委員児童委員協議会に係る高齢者等連絡票の紛失	2名分	泉区	福祉保健課	
18	5月13日	里親支援事業に係る利用登録申請書の紛失	2名分	こども青少年局	中央児童相談所	
19	5月14日	預金口座振替依頼書の紛失	1名分	教育委員会事務局	西部学校教育事務所(境木小学校)	
20	5月15日	修学旅行引率時におけるしおりの紛失	230名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(岡村中学校)	70
21	5月27日	児童生徒健康診断票の紛失	1名分	教育委員会事務局	南部学校教育事務所(富岡中学校)	74

(4)処理の誤り

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
22	5月1日	管理栄養士免許証に係る再交付手数料の誤徴収	なし	神奈川区	生活衛生課	
23	5月1日	成年後見人等報酬助成額の処理誤り	なし	青葉区	高齢・障害支援課	
24	5月12日	マイナンバーカード再交付手続に係る処理誤り	1名分	南区	戸籍課	
25	5月12日	一般下水道占用料の誤徴収	なし	泉区	泉土木事務所	
26	5月14日	個人番号漏えいを伴う転入手続に係る処理誤り	1名分	西区	戸籍課	78
27	5月14日	障害児福祉手当等の支給誤り	なし	中区	こども家庭支援課	
28	5月20日	債権差押処分に係る処理誤り	なし	金沢区	保険年金課	
29	5月26日	神奈川県障害者地域生活サポート事業に係る助成金の処理誤り	なし	西区	高齢・障害支援課	

(5) 入札関連

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
30	5月18日	設計図書の誤りによる入札中止	なし	建築局	機械設備課	

(6) 指定管理者、委託先等での事務処理ミス

No.	日付	概要	個人情報 漏えい	所管課		ページ
31	5月1日	ニッ橋地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤送付	4名分	瀬谷区	福祉保健課 指定管理者:(福)中川徳生会	
32	5月11日	笠間地域ケアプラザにおけるFAXの誤送信	4名分	栄区	福祉保健課 指定管理者:(福)同慶会	
33	5月11日	後見の支援計画書の紛失	1名分	健康福祉局	障害施策推進課(委託)	82
34	5月15日	永田地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤送付	4名分	南区	福祉保健課 指定管理者:(福)横浜社会福祉協会	
35	5月18日	若葉台地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤送付	2名分	旭区	福祉保健課 指定管理者:(福)創生会	87
36	5月22日	深谷保野地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤送付	1名分	戸塚区	福祉保健課 指定管理者:(福)聖母会	
37	5月22日	自立支援医療受給者証の誤送付	1名分	健康福祉局	こころの健康相談センター(委託)	91
38	5月27日	岩崎地域ケアプラザにおける介護サービス関係書類の誤送付	3名分	保土ヶ谷区	福祉保健課 指定管理者:(福)なでしこ会	

2 事件・事故等

No.	日付	概要	被害	所管課	ページ
1	5月27日	市沢地区センターにおける電話回線の不通	約20時間不通	旭区 地域振興課 指定管理者:(株)有隣堂	

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月9日
受付番号	487005511084

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月9日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月21日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	タカハシ ムサシ													
	高畑、村上													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日: 令和8年5月12日

発覚日: 令和8年5月18日

発生事案: ☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者: ☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘(例: 国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他()

規則第43条各号該当性: ☒ 第1号(要配慮個人情報)

☐ 第2号(財産的被害)

☐ 第3号(不正の目的)

☐ 第4号(百人超)

☐ 第5号(条例要配慮個人情報)

☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無:

☐ 有(名称:)

(住所:)

(電話:)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無:

☐ 有(名称:)

(住所:)

(電話:)

☒ 無

事実経過:

概要:

要介護認定にかかる訪問調査依頼書の誤送付

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列):

令和8年5月11日

介護保険認定申請2名分を郵送にて受理

令和8年5月12日

(13時) 申請に係る認定調査依頼先(上記2名は同一の依頼先)を業務システムに入力(職員A)。この際、誤った事業所をシステム登録してしまう。入力した内容にて「訪問調査依頼書」及び委託契約書類一式を出力し、申請書(写)とセットしダブルチェック担当に確認を依頼(職員A)。

(19時) ダブルチェック担当(職員B)が「訪問調査依頼書」と申請書(写)を照合し、誤りがないかダブルチェックを行う。この際、誤った事業所であることを見落としてしまった。ダブルチェック後、同日に発送。

令和8年5月18日

(14時) 誤って送付した事業所からの電話により、誤送付が発覚。

(17時) 直接誤送付先の事業所に出向き文書を回収

令和8年5月19日

本来送付すべき事業所に謝罪の上、早急に関連資料を送付し認定調査の実施を依頼。

令和 8 年 5 月 20 日

対象者に電話にて謝罪を行った。

外部機関による調査の実施状況（規則第 4 3 条第 3 号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

（詳細：）

（ 2 ） 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する ☐ に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ ）

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他（ ）

項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別

☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☒ その他（介護保険被保険者番号、現在の認定区分及び有効期間、主治医の情報、ケアマネジャーの情報）

（ 3 ） 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

（ 4 ） 人 うちクレジットカード情報含む（ 0 ）人

（ 4 ） 発生原因（該当する ☐ に印を付けること。）

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

（攻撃箇所：（ ））

（攻撃手法：（ ））

☐ 誤交付 ☒ 誤送付（メール含む。）

☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他（ ）

詳細：

・ システムへ入力した内容を再確認しなかった。
・ ダブルチェック時に決められた項目をチェックしていなかった。

（ 5 ） 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する ☐ に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

漏えい文書を回収済みであり、被害の報告を受けていない。

（ 6 ） 本人への対応の実施状況（該当する ☐ に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中） ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

令和 8 年 5 月 20 日 対象者に電話にて謝罪を行った。

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表：□ 実施済【公表日：年 月 日】

□ 実施予定【公表予定日：令和8年6月15日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載 □ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布

□ その他 ()

公表文：

要介護認定にかかる訪問調査依頼書の誤送付について (予定)
(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

- ・ システムに入力した申請内容のセルフチェックを徹底するよう係会議で共有した。
- ・ ダブルチェック作業に集中して取り組めるよう、別室等で行うこととした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

- ・ セルフチェックをマニュアルに追記し、その重要性について継続的な意識向上を図る (6月初旬)

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月5日
受付番号	761713941136

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月5日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月15日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイインカイ												
	横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カタ タタ												
	川田、太田												
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp										電話 0456713883		

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年5月8日

発覚日：令和8年5月11日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

個別の指導計画等の誤交付

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年5月8日：担任教諭が、児童Aの個別の指導計画及び教育支援計画 (以下「指導計画等」という。) を入れた封筒を、誤って児童Bの持ち帰りBOXに入れてしまった。

令和8年5月11日：児童B保護者から、児童Aの指導計画等が誤って配付されている旨連絡があり、誤交付が発覚した。誤交付した指導計画等は、児童Bから学校へ返却された。

令和8年5月11日：児童A保護者へ、指導計画等の誤交付について説明及び謝罪を行った。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
 種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
 項目：☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (障害者手帳の有無、障害名、診断名、保護者の氏名)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 (3) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
 原因：☐ 不正アクセス
 (攻撃箇所： ())
 (攻撃手法： ())
☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細：

指導計画等を封入した封筒を、児童Aの持ち帰りBOXに入れる際、誤って児童Bの持ち帰りBOXに入れてしまったため。また、持ち帰りBOXに入れる際に、複数人で確認を行わなかったため。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

誤交付した指導計画等は既に回収しており、二次被害のおそれはない。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

5月11日、児童A保護者へ書類の誤交付について説明及び謝罪を行った。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】
☒ 実施予定【公表予定日：令和8年6月15日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
 公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
☒ 報道機関等への資料配布
☐ その他 ()

公表文：

個別の指導計画等の誤交付 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

○今回誤交付した書類[紗太5.1]については、原則保護者に直接手渡しすることとした。
○保護者へ直接手渡しできない場合には、封入時及び持ち帰りBOXへの投入時に、複数の教員による確認を行うこととした。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

--

(9) その他参考となる事項：

--

報告者 控

別記様式第一（第八条第三項関係）

受付日	令和8年6月8日
受付番号	353760801684

報告書

個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月8日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市病院事業管理者
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月20日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする個人情報取扱事業者（以下「報告者」という。）の概要

報告者の氏名 又は名称	(フリガナ) ヨコハマシヒョウインジギョウカンリシヤ 横浜市病院事業管理者													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
業種・業種番号	一般病院										8	3	1	1
報告者の住所 又は居所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
代表者の氏名 (報告者が法人等 の場合に限る。)	(フリガナ) スズキヒロマサ 鈴木宏昌													
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カワタ オカワ 川田、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年5月16日

発覚日：令和8年5月18日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自社/委託先 ☐ 取引先 ☒ 顧客/会員
 ☐ カード会社/決済代行会社 ☐ その他 ()

規則第7条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (千人超)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人データの取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)
☒ 無

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)
☒ 無

事実経過：

概要：

入院患者A様の退院支援計画書を入院患者B様に誤交付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年5月13日 (水) A様が入院した。

令和8年5月14日 (木) A様の退院支援計画書を電子カルテ上で作成した。プリントアウトし、関係者が押印の上、翌日以降に交付するものとして、病棟看護師がトレーに保管した。

令和8年5月15日 (金) A様の手術後の状況を踏まえ、退院支援計画書の説明及び交付が終日出来なかった。

令和8年5月15日 (金) 18:40 B様が入院したため、夜勤看護師が入院時に必要な書類一式を交付し、サインを受領した。その後、A様の退院支援計画書とは別のトレーに保管した。

令和8年5月16日 (土) 8:30 15日 (金) 夜勤看護師から日勤看護師に対しての引継ぎにおいて、夜勤看護師は「B様の書類は対応が済んでいる」、「A様の退院支援計画書の交付が未了」と伝えたが、日勤看護師は「B様の退院支援計画書の交付が未了」と引き継がれたと誤認した。

令和8年5月16日 (土) 18:00 日勤看護師が、B様に対して退院支援計画書の説明及び交付が必要という認識の下、トレー内のA様の退院支援計画書の氏名等を確認せず手に取った。また、説明時にB様に名乗っていただくこともせず、説明及び交付した。その後、原本はB様本人が保管し、写しは日勤看護師がナースステーションに持ち帰り保管した。

令和8年5月18日 (月) 16:45 B様の御家族 (長男夫婦と長女) から、A様の退院支援計画書にサインしたものをB様が保管しているとの申し出があり、誤交付が発覚した。

令和8年5月18日 (月) 18:00 病棟看護師から、A様に状況報告の上、謝罪した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第7条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日： 年 月 日 】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()

種類：☒ 顧客情報 ☐ 従業員情報 ☐ その他 ()

項目：☒ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別

☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☒ その他 (病名)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 従業員不正

☐ その他 ()

詳細：

・ 日勤看護師がB様の退院支援計画書の交付が未了と引き継がれたと誤認したこと。
・ 書類を患者ごとに分けて保管しておらず、誤認したまま手にとることが出来てしまう状況になっていたこと。
・ 書類の交付時、患者御本人に名乗っていただき、書類の氏名と合っているかを確認する手順を遵守しなかったこと。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

誤交付した退院支援計画書を回収したため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

令和8年5月18日 (月) 18:00 病棟看護師から、A様に状況報告の上、謝罪した。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表：☐ 実施済【公表日：年 月 日】

☒ 実施予定【公表予定日：令和8年6月15日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

退院支援計画書の誤交付

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

・ 5月26日(火)から、院内のシステムを利用して、今回の事案を踏まえた臨時研修(病院全職員対象)を実施し、病院で取り扱う情報は要配慮個人情報が多くあり、漏えいした場合の影響が甚大であること、そのため確認が重要であることを連絡した。
・ 病院長から、院内LANを用いて全職員へ、個人情報保護の重要性及び確認の徹底等について注意喚起を行った。
・ 病棟では、個人情報を含む書類をナースステーションの共有デスク上のトレイ等には置かず、一時保存であっても、患者個人ごとのボックスにしまうこととした。

今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期：

・ 事例を踏まえた継続的な研修の実施により、確認手順の徹底を図っていく。
・ システムを用いた本人確認の実施など、リスクを軽減するための業務改善の検討を進める。(完了予定時期未定)

(9) その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月12日
受付番号	095506461430

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月12日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月28日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) タカハシ ムサシ 高畑、村上 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年5月25日

発覚日：令和8年5月26日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)

☐ 第2号 (財産的被害)

☐ 第3号 (不正の目的)

☐ 第4号 (百人超)

☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)

☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

内科検診後に配付する「受診のおすすめ」について、児童Bに、児童A分も合わせて配付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年5月22日

「受診のおすすめ」の配布時には、個人情報保護のため、記載面が隠れるように折り畳み、ホチキス留をしているが、養護教諭が準備中、児童Aと児童Bの分をまとめてホチキス留めし、それを担任がそのまま児童Bに配付した。

令和8年5月25日

児童Bの保護者が児童Aの「受診のおすすめ」が含まれていることを確認した。

令和8年5月26日

(8時25分頃) 児童Bの保護者からの連絡帳により、担任が誤配付に気づき、管理職へ報告

(8時40分頃) 養護教諭が児童Bの保護者に連絡し、説明及び謝罪を行った。

(12時10分頃) 養護教諭が児童Aの保護者に連絡し、説明及び謝罪を行った。

(16時40分頃) 校長が児童A及び児童Bの保護者に連絡し、説明及び謝罪を行った。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定 【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (学年、クラス、内科診断結果)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☒ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

養護教諭が、二人分の「受診のおすすめ」を誤ってホチキス留めし、それを受けとった担任が十分に確認せずに配付したものと考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

謝罪後速やかに回収し、児童Aに引き渡しているため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

5月26日に説明と謝罪を実施。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日】
☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年6月15日】
☐ 検討中
☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

受診勧奨通知書の誤交付 (予定)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

- ・ 個人情報の重要性について改めて全職員に周知し、適切な配付手順を確認した。
- ・ 特定の児童のみに個人情報を配付する際は、配付対象者の一覧を作成の上、配付物とともに担任に渡し、配付する前に一覧と配付物の照合を徹底することとした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期：

- ・ 配付手順に関するマニュアルを作成する (6月中予定)
- ・ 作成したマニュアルを活用し、職員研修を実施する (6月中予定)

(9) その他参考となる事項：

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月4日
受付番号	648833302683

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月4日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月18日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) タカハタ コウワ 高畑、小川 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年5月12日

発覚日：令和8年5月12日

発生事案：☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☐ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他()

規則第43条各号該当性：☐ 第1号(要配慮個人情報)
 ☐ 第2号(財産的被害)
 ☐ 第3号(不正の目的)
 ☒ 第4号(百人超)
 ☐ 第5号(条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

教員用の修学旅行のしおりを紛失した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年5月12日14：50 修学旅行引率中の教員が、近鉄奈良駅においてしおりを確認後、バッグのサイドポケットに収納し、電車に乗った。

令和8年5月12日15：30 当該教員はしおりが見当たらないことに気づき、学年主任に連絡した。

令和8年5月12日16：00 旅行会社の添乗員へ情報共有後、19：00まで鉄道等を搜索した。

令和8年5月13日～14日 帰校まで教員1名が搜索を続けたが見つからなかった。

令和8年5月18日 当該学年の生徒集会で経緯の説明及び謝罪をした。

令和8年5月18日 保護者へ連絡システムを通じ謝罪した。

令和8年5月22日 保護者説明会を実施した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☒ 予定なし

(詳細：)

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()

種類：☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()

項目：☒ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別

☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☒ その他 (学年、組)

- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
(230)人　うちクレジットカード情報含む(0)人

- (4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体： ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因： ☐ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細：

バッグへ収納する際、ファスナーで閉じることができない場所ではなく、サイドポケットに収納したため、落下により紛失したものと考えられる。

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細：

しおりには生徒氏名の記載があり、個人特定の可能性は否定できないものの、現時点において二次被害は確認されていない。

- (6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応（通知を含む。）：☒ 対応済（対応中）☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

令和8年5月18日 当該学年の生徒集会で経緯の説明及び謝罪をした。
令和8年5月18日 保護者へ連絡システムを通じ謝罪した。
令和8年5月22日 保護者説明会を実施した。

- (7) 公表の実施状況(該当する□に印を付けること。)

事案の公表： ☐ 実施済【公表日： 年 月 日】
 ☒ 実施予定【公表予定日： 令和8年6月15日】
 ☐ 検討中
 ☐ 予定なし

公表の方法： ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見
 ☒ 報道機関等への資料配布
 ☐ その他（

公表文：

就学旅行のしおりの紛失

(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

- ・ 個人情報の取扱いについて、改めて研修を実施した。
- ・ しおりは、紐を付け、襷掛けにより携行することとした。
- ・ しおりに記載する内容は、必要最低限とすることとした。

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定時期 :

--

(9) その他参考となる事項 :

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月10日
受付番号	168571070972

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月10日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市教育委員会
住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月27日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウイクイカイ 横浜市教育委員会												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) カクタ ムサミ 川田、村上												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カクタ ムサミ 川田、村上 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日: 令和8年5月20日

発覚日: 令和8年5月21日

発生事案: ☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者: ☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
☐ 取引先以外の外部指摘(例: 国民等からの指摘)
☐ カード会社/決済代行会社
☐ その他()

規則第43条各号該当性: ☒ 第1号(要配慮個人情報)
☐ 第2号(財産的被害)
☐ 第3号(不正の目的)
☐ 第4号(百人超)
☐ 第5号(条例要配慮個人情報)
☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無:

☐ 有(名称:)
(住所:)
(電話:)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無:

☐ 有(名称:)
(住所:)
(電話:)

☒ 無

事実経過:

概要:

進学先の高校へ提出する必要がある書類(小学校時の児童生徒健康診断票)が、保管したと思われる場所に存在せず、紛失が判明した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列):

令和8年5月20日

今年3月に卒業した生徒の進学先の高校から、当該書類が未着である旨の連絡を受けた。

令和8年5月21日

他校へ異動した担当教員に確認したところ、当該書類は未送付であったことが判明したため、書類の保管状況等を確認した。

令和8年5月26日

21日の確認を受け、保管場所と考えられる箇所や可能性がある場所を全て搜索したが、当該書類を発見できなかった。

令和8年5月27日

校長及び副校長が家庭訪問を行い、本人及び保護者に事情を説明し、謝罪した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載):

☐ 実施済(実施中)【依頼日: 年 月 日】
☐ 実施予定【依頼予定日: 年 月 日】

☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (身長、体重、栄養状態、歯の状態)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

担当教員は、令和8年3月17日に他の生徒に係る当該書類を耐火書庫から持ち出して送付しているため、その際、当該生徒の分も併せて持ち出した可能性がある。その過程で、他の書類と混在した又は誤って廃棄した可能性が考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

校内において紛失又は誤廃棄された可能性が高く、外部へ流出したリスクは低いと考えられるため。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☐ 対応済 (対応中) ☒ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

5月27日 (水)、校長及び副校長が家庭訪問を行い、本人及び保護者に事情を説明し、謝罪した。対応については、一定の理解を得ている。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日 】
☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年6月15日 】
☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文：

児童生徒健康診断票の紛失（予定）

（８）再発防止のための措置

実施済の措置：

○耐火書庫から書類を持ち出す際は、複数人による確認を徹底することとした。
○進学先へ書類を送付する際の手順を明確化するとともに、送付時には複数人による確認を徹底することとした。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

（９）その他参考となる事項：

報告者控

別記様式（第三条第三項関係）

受付日	令和8年6月8日
受付番号	025420270181

報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月8日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：☒ 新規 ☐ 続報 前回報告：年 月 日

速報又は確報の別：☐ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする個人番号利用事務等実施者（以下「報告者」という。）の概要

組織区分	☐ 行政機関 ☐ 独立行政法人等 ☒ 地方公共団体等 ☐ 事業者
報告者の氏名 又は名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウ 横浜市長
法人番号（13桁）	3 0 0 0 0 2 0 1 4 1 0 0 3
業種・業種番号	
報告者の住所 又は居所	神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10
代表者の氏名 (報告者が法人等 の場合に限る。)	(フリガナ)
事務連絡者の氏名	(フリガナ) カワタ タカ 川田、太田

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年2月9日

発覚日：令和8年5月14日

事務の内容：☒ 個人番号利用事務 ☐ 個人番号関係事務 ☐ その他

事務の名称：(住民基本台帳事務)

特定個人情報保護評価の実施の有無：☒ 実施 (義務) ☐ 実施 (任意)

☐ 実施していない

評価の種類：☐ 基礎項目評価 ☐ 重点項目評価 ☒ 全項目評価

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ
☐ 法第9条違反 ☐ 法第9条違反のおそれ
☐ 法第19条違反 ☐ 法第19条違反のおそれ
☐ その他 ()

発見者：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ その他 ()

規則第2条各号該当性：☐ 第1号 (情報提供ネットワークシステム等)

☐ 第2号 (不正の目的)

☐ 第3号 (不特定多数の者に閲覧)

☐ 第4号 (百人超)

☒ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に特定個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☐ 有 (名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

国外から転入された外国籍のA様の転入手続きの際に、誤って同姓同名・同生年月日のB様(市外在住)の住民票コードとマイナンバーを附番してしまい、A様に対し、B様のマイナンバーが記載された住民票を誤交付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年2月9日：外国籍のA様の初来日に伴う転入届を受理し、横浜市西区で住民登録を行うとともに、同日、マイナンバー記載の住民票を交付した。

令和8年4月28日：A様よりマイナンバーカードの交付申請があった。

令和8年5月14日：A様が同区役所へマイナンバーカードの発行状況の確認に来庁したが、交付済みであったため、状況を確認したところ、2月9日に附番したマイナンバーが市外在住のB様のものであり、A様に交付した住民票のマイナンバーの記載も誤りであったことが発覚した。

同日：A様に経緯の説明及び謝罪をし、新たなマイナンバーでのマイナンバーカードの申請手続きを行った。正しいマイナンバーが記載された住民票の交付を希望されていたが、お急ぎであったため後日交付することとなった。また、B様の居住地の役所へ連絡し、経緯の説明とB様へ謝罪する旨を伝えた。

令和8年5月15日：B様の自宅を訪問したが、不在であったため、発生日、発生の経緯、対応状況、再発防止策等を記載した謝罪文をポストへ投函した。また、A様の自宅を訪問したが不在であったため、正しい住民票と2月9日に交付した住民票の回収依頼を記載した謝罪文をポストへ投函した。

令和8年5月21日：A様が同区役所へ内容の確認に来庁。正しい住民票をポストへ投函した旨と、誤った住民票の回収依頼を伝えたところ、誤った住民票はA様の職場に提出済みであることを確認した。

令和8年5月22日：A様の職場へ連絡し、マイナンバーに誤りがあった住民票を交付した旨の謝罪を伝えた。誤った住民票はA様へ返却いただけるとの意向を確認した。

令和8年5月23日：再度B様を訪問するが不在であった。前回訪問した5月15日以降に、B様から同区役所への連絡はない。

外部機関による調査の実施状況（規則第2条第2号に該当する場合のみ記載）：

- ☐ 実施済（実施中）【依頼日：年 月 日】
- ☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】
- ☐ 検討中
- ☐ 予定なし
- （詳細： ）

（2）特定個人情報の項目（該当する☐に印を付けること。）

- 媒体：☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ ）
- 種類：☐ 顧客情報 ☒ 住民情報 ☐ 従業員情報
- ☐ その他（ ）
- 項目：☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所
- ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ パスワード
- ☒ その他（個人番号）

（3）特定個人情報に係る本人の数

（1）人

（4）発生原因（該当する☐に印を付けること。）

- 主体：☒ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明
- 原因：☐ 不正アクセス
- （攻撃箇所：（ ））
- （攻撃手法：（ ））
- ☐ 誤交付 ☐ 誤送付（メール含む。）
- ☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 不正利用
- ☐ 不正提供 ☒ その他（事務処理誤り）

詳細：

・外国籍の方の国外からの転入手続きの場合には、初来日か、再来日が確認し、氏名、生年月日から住民票コードを確認する。窓口では担当者が初来日である旨を確認したが、氏名及び生年月日でシステム検索したところ、同姓同名、同生年月日であったB様のデータが出てきたため、誤ってA様のデータへB様の住民票コードを附番してしまった。システム端末では氏名・生年月日により本人の存在の有無と住民票コードは確認できるが、それに紐づくマイナンバーやマイナンバーカードの交付状況はシステム上確認できなかった。

・本来、初来日の場合には、システム端末に氏名、生年月日を入力し、システム端末上に該当者がなく、日本での住民登録のないことを確認し、新たな住民票コードを附番する。システム端末上で該当者が存在した場合は、再度初来日が再来日が確認し、再来日であって住基ネットでの該当者の住民票が削除されていない状態であれば、前住所の市区町村へ確認する。

当日は混雑した状況であり、また、同住所で複数人の海外からの新規転入案件を処理したため、システム端末

上で該当者が存在したが、それ以降の確認を失念した。

・ 同日にマイナンバー入りの住民票も交付したため、B様のマイナンバーを附番した住民票をA様にお渡ししてしまった。

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(該当する□に印を付けること。)

有無: ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細:

住民票の提出先である勤務先に連絡し、被害は今のところ出ていない。

- (6) 本人への対応の実施状況(該当する□に印を付けること。)

本人への対応(通知を含む。): ☒ 対応済(対応中) ☐ 対応予定

☐ 予定なし

詳細(予定なしの場合は、理由を記載):

令和8年5月15日、B様の自宅を訪問し、謝罪文をポストに投函済み。

- (7) 公表の実施状況(該当する□に印を付けること。)

事案の公表: ☐ 実施済【公表日: 年 月 日】

☒ 実施予定【公表予定日: 令和8年6月15日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法: ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他()

公表文:

「マイナンバーの漏洩及び、マイナンバーカードの再交付について(予定)」

- (8) 再発防止のための措置

実施済の措置:

国外からの転入手続きの際は、「国外からの転入者に係る転入手続の適正な事務処理の徹底について(通知)」に沿った事務を行う。職員に研修を行い、前住所の市区町村への確認等事務フローと通知に基づくチェックリストを用いて事務を行うことを徹底させる。

今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期:

個人情報・特定個人情報に関する研修は年1回以上を必ず行い、適切な事務処理を行う。

- (9) その他参考となる事項:

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月5日
受付番号	504465164871

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月5日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月12日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ) ヨコハマシヨウ 横浜市長												
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10												
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ) 												
事務連絡者の氏名	(フリガナ) タカノ タカ 高畑、太田 所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp												

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和6年7月10日～令和8年5月7日

発覚日：令和8年5月7日

発生事案： ☐ 漏えい ☒ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者： ☒ 自組織/委託先 ☐ 取引先
☐ 取引先以外の外部指摘（例：国民等からの指摘）
☐ カード会社/決済代行会社
☐ その他（

規則第43条各号該当性：☒ 第1号（要配慮個人情報）

- ☐ 第2号 (財産的被害)
- ☐ 第3号 (不正の目的)
- ☐ 第4号 (百人超)
- ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
- ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

☐ 有 (名称 : _____)
(住所 : _____)
(電話 : _____)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

☒ 有 (名称 : ①社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 ②社会福祉法人 瀬谷はひと)
 (住所 : ①横浜市中区桜木町1-1 ②横浜市瀬谷区三ツ境78-12)
 (電話 : ①045-681-1211 ②045-362-8803)

☐ 無

事實經過：

概要：

横浜市障害者後見的支援制度における登録者の後見的支援計画書（以下「計画書」という。）の紛失

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

後見的支援室・・・委託により運営をしており、運営部分を事業所Ｙが、計画書の作成は事業所Ｘが行い、登録者の支援は事業所Ｙと事業所Ｘが協働して行っている。

令和6年3月8日：事業所X職員は、市民Aに係る計画書（2部）を作成した。

令和6年4月2日：市民Aが後見の支援室へ来所したため、計画書の提示を行い、内容について同意及び署名をいただいた旨支援記録に記載があった。

令和 6 年 7 月 10 日：4 月 2 日に署名をいただいた計画書（１部）を市民 A に渡した旨支援記録に記載があった。

令和 8 年 5 月 7 日：事業所 X 職員が市民 A に係る計画書を確認しようとしたところ、市民 A が署名した計画書（1 部）が個人ファイルに保管されていないことが発覚した。

同日：事業所Y職員に確認を行ったところ、支援記録には市民Aから署名をいただき、計画書を渡した旨記載したが、市民Aに配布をしていない可能性があるとの報告を受けた。

同日：事業所X職員から市民Aに状況説明及び謝罪を行った。

外部機関による調査の実施状況（規則第43条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

☐ 検討中
☐ 予定なし
(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()
種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()
項目 : ☒ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別
☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☒ その他 (年齢、後見的支援制度の登録日、居住区の他、登録者が障害者であることがわかる情報)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☐ 報告者 ☒ 委託先 ☐ 不明
原因 : ☐ 不正アクセス
(攻撃箇所 : ())
(攻撃手法 : ())
☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☒ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他 ()

詳細 :

市民Aの計画書が支援記録に保管されていたことを前提とした場合、次の発生原因が推察される。
① 計画書を個人ファイルにすぐ保管しなかったことで、紛失につながった可能性がある。
② 複数の業務を同時進行していたこともあり、デスク周りが乱雑となっており、紛失につながった可能性がある。
③ 市民Aの計画書提示から署名、配布に至る一連の事務処理が、他の登録者と異なり数か月の期間を要したため、書類の管理を含め、委託先内での情報共有や業務の進捗管理が不十分となってしまった。
④ 事業所Xの職員が、登録者の記録作成及び個人ファイル管理を一手に担っていたため、個人ファイルに計画書が綴られていないことの発覚に時間を要した。また、日頃から計画書の内容を確認する習慣がなかったことも要因の一つと考えられる。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

・ 誤廃棄した可能性が高く、外部への流出は考えられないため、二次被害のおそれはない。
・ なお、他登録者の計画書の紛失はないことを確認済。

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。) : ☒ 対応済 (対応中) ☐ 対応予定
☐ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載) :

令和8年5月7日に市民Aに対して、事業所Xの職員から電話連絡し、状況の説明と謝罪を行った。また同時に、市民Aに対して、自宅内に計画書が存在するかの確認を依頼 (令和8年5月19日現在、市民Aに配布したと思われる計画書 (1部) を含め、自宅内からは発見されていない)。

(7) 公表の実施状況 (該当する ☐ に印を付けること。)

事案の公表 : ☐ 実施済【公表日 : 年 月 日】

☒ 実施予定【公表予定日 : 令和8年6月15日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法 : ☒ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☒ 報道機関等への資料配布

☐ その他 ()

公表文 :

「横浜市障害者後見的支援制度における登録者の後見的支援計画書の紛失 (予定) 」
(ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。)

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置 :

- ① 保管時のダブルチェック及び進捗管理の徹底
- ・計画書を保管する際は、面談に同席したスタッフ (あんしんマネジャー + 担当職員、またはあんしんサポーター) によるダブルチェックを必ず実施する。
 - ・チェック時は「対象書類・氏名・保管場所」を双方で指差し確認する。
 - ・保管後は、その場にいる他スタッフへ口頭で「〇〇様の計画書保管済」と報告し、認識を共有する。
- さらに以下を日常的に徹底する。
- ・書類は作業完了後、即時保管する (デスク上に放置しない) 。
 - ・デスク上は「作業中の書類のみ」を置くルールとする。
 - ・業務終了時に机上のリセット (書類ゼロ状態) を習慣化する。
 - ・支援記録を作成した際は、速やかに個人ファイルに綴り、担当職員、あんしんマネジャーに稟議し確認を受ける。
- ② 定期点検の実施
- ・毎年5月に、全登録者の書類の保管状況を一齐点検し、個人ファイルの適正管理を徹底する。
 - ・点検は必ず2名体制 (担当職員 + あんしんマネジャー、またはあんしんサポーター) で実施する。
 - ・点検時は以下の点を確認する。
 - ・後見的支援制度利用に関する書式一式
 - ・計画書の有無 (最新版があるか否も確認)
 - ・必要書類の有無
 - ・点検結果は、チェック表に記録し、各個人ファイル内に保管する。なお、チェック表には、実施日、確認者氏名、確認結果を記載する。
- ③ 通常と異なる事務処理を行う際の対応 (記録・共有ルール)
- 通常と異なる事務処理を行う際は、原則として複数名で対応することとする。
- また、ミーティング等を活用し、職員間での情報共有を図る。
- ・対応状況の記録を作成し、担当職員、あんしんマネジャーに稟議の上、捺印を受ける。
 - ・記録は以下の5W1Hを必須項目とし、客観的で正確な事実に基づいた記録として可視化する。
 - ・いつ (When) どこで (Where) 誰が (Who) 何を (What) なぜ (Why) どのように対応したか (How)
- ④ 面談前の事前確認の徹底
- ・面談実施前に必ず以下項目を確認する。

・ 最新の計画書 ・ 前回の活動記録 ※ 確認方法は、実際の書面（紙）を目視で確認する。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

--

（９）その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年6月10日
受付番号	419565187161

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年6月10日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年5月21日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	タカタ タカ													
	高畑、太田													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年5月1日~令和8年5月14日

発覚日：令和8年5月14日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先

☒ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)

☐ カード会社/決済代行会社

☐ その他()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号(要配慮個人情報)

☐ 第2号(財産的被害)

☐ 第3号(不正の目的)

☐ 第4号(百人超)

☐ 第5号(条例要配慮個人情報)

☐ 非該当(上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者(委託元)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者(委託先)の有無：

☐ 有(名称：)

(住所：)

(電話：)

☒ 無

事実経過：

概要：

介護保険認定更新申請の誤りによる主治医意見書作成依頼書の誤送付

発覚の経緯・発覚後の事実経過(時系列)：

令和8年5月1日：ケアプラザ職員が、市民A様に係る介護保険認定更新申請を行った際に、主治医意見書作成依頼書(以下「書類」という。)の送付先について、かかりつけの医師Xではなく、医師Yと誤って申請を行った。

令和8年5月1日～5月14日：本市職員が申請に基づき、市民A様の書類を医師Yへ送付した。

令和8年5月14日：医師Yから、通院したことがない人の書類が送付されてきているとケアプラザへ連絡があり、申請内容を確認したところ、医師の記載が誤っていたため、誤送付となったことが発覚した。

同日：ケアプラザから市民A様親族へ連絡し、改めて主治医の確認と、誤送付についての説明及び謝罪を行った。また、医師Yにも連絡し、誤送付の謝罪と書類の廃棄を依頼した。

外部機関による調査の実施状況(規則第43条第3号に該当する場合のみ記載)：

☐ 実施済(実施中)【依頼日：年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日：年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細：)

公表文：

「介護保険認定更新申請内容の誤りによる誤送付（予定）」
（ここでいう公表は本市の内規に基づくものであり、法68条第2項の本人への通知の代替措置ではありません。）

（８）再発防止のための措置

実施済の措置：

代行申請時には誤認による入力ミスを防ぐため、入力時に本人・家族から提出された「介護保険認定申請書」との照合を徹底することとした。あわせて、送信時には入力担当者とは別の職員によるダブルチェックを行う手順を再確認した。

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

上記再発防止の措置及び個人情報の取り扱いについて、今後開催予定の居宅介護支援担当者会議及び包括支援担当者会議で改めて手順の徹底、周知を図る。

（９）その他参考となる事項：

--

報告者控

別記様式第六（第四十四条第三項関係）

受付日	令和8年5月13日
受付番号	019247030236

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年5月13日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称 横浜市長

住所又は居所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

1. 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別：□ 新規 ☒ 続報 前回報告：令和8年4月30日

速報又は確報の別：□ 速報 ☒ 確報

2. 報告をする行政機関の長等（以下「報告者」という。）の概要

報告者の名称	(フリガナ)													
	ヨコハマシヨウ													
	横浜市長													
法人番号（13桁）	3	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	0	3	
報告者の住所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10													
法人を代表する者の氏名 (報告者が独立行政法人等の場合に限る)	(フリガナ)													
事務連絡者の氏名	(フリガナ)													
	タカミ ムサミ													
	高畑、村上													
	所属部署 市民局市民情報室市民情報課 電話 0456713883 E-mail sh-kojin@city.yokohama.lg.jp													

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日：令和8年4月22日

発覚日：令和8年4月27日

発生事案：☒ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先
 ☒ 取引先以外の外部指摘 (例：国民等からの指摘)
 ☐ カード会社/決済代行会社
 ☐ その他 ()

規則第43条各号該当性：☒ 第1号 (要配慮個人情報)
 ☐ 第2号 (財産的被害)
 ☐ 第3号 (不正の目的)
 ☐ 第4号 (百人超)
 ☐ 第5号 (条例要配慮個人情報)
 ☐ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人情報の取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

☐ 有 (名称：)
 (住所：)
 (電話：)

☒ 無

報告者から個人情報の取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

☒ 有 (名称： ㈱ヒューマントラスト)
 (住所： 横浜市西区高島2丁目1 19号スカイビル22階)
 (電話： 03-5764-1470)

☐ 無

事実経過：

概要：

自立支援医療受給者証の誤返却について

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列)：

令和8年4月6日

- ・ 郵送により、精神通院医療・手帳事務処理センターにA氏及びB氏から自立支援医療受給者証更新申請書の提出があった。A氏の封筒内に申請に必要なA氏の自立支援医療受給者証が同封されていた。
- ・ 受領した委託事業者が申請書類をチェックし、専用システムへの入力を実施。その際、A氏の自立支援医療受給者証がB氏の申請書類のファイルへ入れ間違いが生じたと思われる。

令和8年4月9日

申請書類の不備がなかったA氏宛に自立支援医療受給者証申請書の控えを送付。A氏の自立支援医療受給者証は送付されず、B氏の申請書類のファイルに入ったままとなっていた。

令和8年4月22日

申請書類の不備があったB氏宛に自立支援医療受給者証申請書の控えを送付した。
この際添付書類のダブルチェックは実施したが、誤ってA氏の自立支援医療受給者証を同封し発送した。

令和8年4月27日

(10時55分) B氏から事務処理センターに対し、届いた封筒の中に、別人 (A氏) の受給者証が同封されていた

旨の電話連絡があった。

(11時00分) 事務処理センター責任者より、B氏に電話連絡を行い、事実確認及び謝罪を行った。

(11時30分) こころの健康相談センター事務係長より、B氏に対し電話にて、誤送付したA氏の自立支援医療受給者証を回収する旨を説明し、了承を得た。

(12時45分) こころの健康相談センター事務係長より、A氏に対し電話にて、本件について謝罪及び経緯説明を行い、A氏からは謝罪を了承いただき、回収後の受給者証は郵送にて返却することについて承諾を得た。

(17時30分) こころの健康相談センター事務係長がB氏宅を訪問し、A氏の自立支援医療受給者証を受領した。

外部機関による調査の実施状況 (規則第43条第3号に該当する場合のみ記載) :

☐ 実施済 (実施中) 【依頼日 : 年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日 : 年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

(詳細 :)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (該当する ☐ に印を付けること。)

媒体 : ☒ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他 ()

種類 : ☒ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他 ()

項目 : ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☐ 性別

☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☒ その他 (自立支援医療受給者番号、月額負担上限額、「重度かつ継続」該当の有無、同証の有効期間、交付年月日)

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

(1) 人 うちクレジットカード情報含む (0) 人

(4) 発生原因 (該当する ☐ に印を付けること。)

主体 : ☐ 報告者 ☒ 委託先 ☐ 不明

原因 : ☐ 不正アクセス

(攻撃箇所 : ())

(攻撃手法 : ())

☐ 誤交付 ☒ 誤送付 (メール含む。)

☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正

☐ その他 ()

詳細 :

受領した委託事業者が1名ずつ申請書類をチェックし、専用システムへの入力をするべきところを、申請書類のチェックを複数件同時に実施。その際、A氏の自立支援医療受給者証がB氏の申請書類のファイルへ入れ間違いが生じたと思われる。

さらに、B氏宛に控え送付時に添付書類のダブルチェックを規定通り実施しているが、A氏の自立支援医療受給者証が混入していることを見落としてしまった。

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する ☐ に印を付けること。)

有無 : ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明

詳細 :

A氏の自立支援医療受給者証は回収、A氏宛に発送済みであり、他の添付書類は無いため。

